さいしん

第 48 号

2013 年 2 月 10 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com



弁護団推薦本田鑑定人に対する反対尋問を実施

願いよ届け！

検察推薦鑑定人に対する反対尋問と19回目の三者協議を実施

WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール!

3.10「袴田巖さんは無実だ!バースデー街頭宣伝」を行います!

袴田巖さんに一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「弁護団推薦本田鑑定人に対する反対尋問を実施」
「検察推薦鑑定人に対する反対尋問と19回目の三者協議を実施」　福田……2
○報　　告　面会報告　福田……6
○議連ニュース「牧野会長らが滝法務副大臣に緊急申入れ」　福田……7
○「袴田事件」トピックス　「袴田さんがギネス世界記録に認定」「ジェレミー・アイアンズが袴田さん支援ビデオに出演」「浜松集会開催！」アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアー報告、リングアピール、「被疑者と茶碗は必ず割れる(2013.1.27清水集会)」他　福田、校條、他…7～17
○書籍紹介　『地獄で生きたる！―確定死刑囚、煉獄の中の絶叫』　福田……19
○お知らせ　「WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール！」
「袴田巖さんは無実だ！バースデー街頭宣伝」を行います！　求める会事務局18
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局20
※今号の新聞記事集は別冊になり、会計報告を載せました。会員の皆様よろしくお願いします。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★弁護団推薦本田鑑定人に対する反対尋問を実施★

2012年12月26日(水)午後1時15分から静岡地裁202号法廷で、DNA鑑定を実施した2名の鑑定人のうち、弁護団推薦鑑定人に対する反対尋問が非公開で行われました。



支援者に見送られて裁判所に入る弁護団と秀子さん

午後6時半から静岡県弁護士会で会見を開いた弁護団の西嶋団長は冒頭「非常にいい結果が得られたと思う」と述べました。続いて尋問の内容を説明した笹森弁護士は、弁護団推薦の鑑定人が筑波大学大学院の本田克也教授(法医学)であることを明かしました。この日の反対尋問が終了したことで、本田教授が行なった鑑定に関する事実調べは一応終了し、氏名を伏せておく必要性がなくなったと判断した本田教授が弁護団に対し氏名を公表してもかまわないと申し出たとのことです。

この日地検から出廷したのは池田宏行検察官と神谷雄一郎検察官で、本田教授への尋問は池田検察官が午後5時45分頃まで行ないました。その後弁護団の笹森・伊豆田・角替の各弁護人と村山浩昭裁判長・高橋孝治裁判官・満田智彦裁判官からそれぞれ補充の尋問がありました。

検察官は、鑑定試料から血痕由来のDNAを取り出せたのか、鑑定試料が古くDNAが壊れているため鑑定結果は信用できないのではないか、鑑

定試料は血痕由来以外のDNAで汚染されている(コンタミがある)のではないか、鑑定結果には再現性がないのではないか、検察推薦鑑定人の鑑定結果と矛盾するのではないか、などの点について、本田教授が鑑定書などに添付したチャートを示しながら多角的な反対尋問を行い、これに対し本田教授は一つずつ丁寧かつ合理的に説明し、弁護団としては本田教授の鑑定結果の正しさについて裁判所を説得できたと評価しています。

後に弁護団から入手した尋問調書によれば、検察官からの個々の質問とそれに対する本田教授の説明は非常に専門性の高い内容で、DNA鑑定の専門知識に乏しい一般市民がすぐに理解できるものではありませんが、主な争点の一つである、血痕由来のDNAの選択的抽出法について本田教授は、血液と唾液を混合させた試料から、血液細胞に特有の抗原抗体反応(凝集反応)を利用したのち、遠心分離によって血液由来のDNAと唾液由来のDNAを分離して抽出できることを予備実験で確認してから本鑑定に臨んでいます。こうした手法の組み合わせは本田教授独自のアイデアのようですが、手法そのものは科学的に確立しており、誰がやっても同じ結果が出るとされ、裁判所の求めに応じて予備実験報告書も事前に提出し、この日の尋問でもスライドを使って説明しています。

また、再現性の問題については、今回の鑑定のように劣化が進んだ試料を用いる場合には、下記に示した日本DNA多型学会の指針でも、鑑定結果を出す際の一つの判断材料として挙げられているに過ぎず、その他の判断材料も用いて総合的に考察するとされており、本田教授の鑑定手法が学会の指針に反するものではないことは明らかです。

さらには、微量試料を用いたDNA鑑定についてアメリカで公表された最新の実験データによれば、本田教授はPCRの回数を規定の範囲(28回)に抑えて鑑定を実施しており、本来検出されるべきでないイレギュラーなDNA型の検出の危険性(アリルドロップイン)を考慮する必要がないことも説明されました。

発見から45年以上も経過し、しかも味噌漬けになった「5点の衣類」のDNA鑑定が非常に難しいものだったことは間違いなく、手法面で様々な工夫を凝らして部分的にせよ血痕由来のDNAを検出した本田教授の高度の専門的技術は高く評価されるべきです。この日の検察による反対尋問を経ても、本田教授の鑑定結果の正しさ、つまり「5点の衣類」や被害者の着衣群から検出されたDNAは確かに試料に存在していたDNAであって全く存在しないDNAが検出されたわけではないという事実、しかもそのDNAは総合的に判断すれば血痕由来である可能性が最も高いという事実、そして検出されたDNAと袴田さんのDNAは一致しないという事実は揺るぎませんでした。これらの事実を裁判所は直視し、一日も早く再審開始決定を出すべきです。



鑑定人尋問を終えて会見に臨む弁護団と秀子さん

DNA鑑定についての指針(2012年)(抜粋)
3. 法医資料の鑑定

6) 微量な資料、高度に変性した資料、PCR阻害物質などへの配慮

資料の量が少なく繰り返しPCRを行うために充分なDNAが回収されていない場合、高度に変性して低分子化したDNAしか得られない場合、PCR混合液にPCR阻害物質の量が多い場合などに行ったPCR反応では、不安定なPCR増幅を引き起こすことがある。

キャピラリー電気泳動によるマイクロサテライト(STR)検査において、不安定なPCR増幅

とは、バランスの良いアリルピークを持った再現性のある結果が得られない場合の泳動像のことを示す。つまり、一部のローカスのアリルピークの高さが極度に不均衡になる、アリルドロップアウトが生じる、ローカスが増幅されない、スタターピークが高くなる、過剰なアリルが増幅されることなどが生じたり、これらの再現性が得られないことが起こり得る。特に資料の変性により、DNA の低分子化の程度が進むにつれ、僅かな汚染の影響も大きくなり得るため、過剰なアリルが増幅された場合は、ヒトの汚染による影響が加わった可能性も考える必要がでてくる。これらの現象は、すべてのケースに共通の統一された型判定基準は作りえないため、個々のケースで、再現性、アリルピークの高さ、スタターピークとの区別、テンプレートの状態などの情報を踏まえ、その型判定結果を考察する必要がある。

塩基の違いによる多型は、検出法により検査結果の表れ方は異なるが、微量な資料、高度に変性した資料、PCR 阻害物質の量が多い場合などは、２つのアリルが均等に PCR 増幅されない現象も起こり得ることも考慮のうえ、PCR 増幅結果の意味を考察する必要がある。



★検察推薦鑑定人に対する反対尋問と19回目の三者協議を実施★

先月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分から静岡地裁 202 号法廷で、検察推薦の鑑定人に対する反対尋問が非公開で行われました。尋問終了後は別室で三者協議が行なわれ、証拠開示や今後の進行計画についても議論されました。

午後 6 時から県産業経済会館で会見を開いた弁護団によれば、検察推薦の鑑定人は弁護団からの尋問に対する説明の結果として、事実上次のような証言をしたことになると理解していると報告しました。

・前回検察官からの尋問で本田鑑定について信用できないと証言したことは言い過ぎだったので撤回する。
・ミトコンドリア鑑定については再現性もありきちんと DNA 型を出したので、鑑定試料から検出された型と袴田さんの型が違うという結論は信用できる。
・本田鑑定の結果に再現性がないとしても、DNA 多型学会の指針に反しているとまでは言えない。
・劣化試料の鑑定の場合には、複数回にわたって結果が一致していなくても信用できる場合がある。
・鑑定の信用性判断にとっては、アリルドロップアウト (父親由来と母親由来の２つの DNA 型のうち、その両方もしくは一方の型が何らかの理由で検出されない現象) より、アリルドロップイン (父親由来でも母親由来でもない、本来検出されるはずのない型が検出される現象) の方が重要な意味を持つ。
・劣化試料の鑑定ではアリルドロップアウトはよく起きる現象だが、だからといって検出された型が信用できないというわけではない。
・何に由来するかは問わずにとにかく DNA 型を検出するという結果を最優先に考えたため、規定以上の回数 (30 回・35 回) で PCR を行なった。
・その結果、アリルドロップインの可能性を排除できないので、自分の鑑定の信用性判断には再現性の有無が重要な判断基準になる。
・これに対し本田教授が採用した PCR 回数 (28 回) ではアリルドロップインは起こらないので、再現性の有無はそれほど問題にならない。
・これまで明らかになっている事実や経緯からすれば、試料に血液が付着していることは明らかで、それが問題になるとは思わなかったので、その検討を省略した。

・検出されたDNAは血液に由来すると判断するのが最も合理的だが、それ以外で可能性があるとすれば、当時試料を着ていた人の汗や皮膚に由来すると判断するのが自然である。
・本田鑑定では対照試料（血痕が付着していない部分から取った試料）から型が検出されていないが、それは正しい結果である。

こうした結果を受けて弁護団の笹森弁護士は、「主尋問の段階よりは正確な証言をしてもらい、押し戻せた」と評価しました。

続いて行われた三者協議で村山裁判長は、DNA鑑定の証拠調べ（証人尋問）はこれで終わりたいとの意向を伝えました。そして、弁護団・検察双方がDNA鑑定に関する最終的な意見書を３月29日までに提出することが決まりました。

証拠開示については、弁護団が昨年５月に提出していた「証拠開示請求書10」（袴田さんが任意で取調べを受けた状況を記録した昭和41年７月４日付否認調書に出てくる関係者の供述調書と捜査報告書などを請求）について、裁判所は検察に対し、証拠の存否と標目について明らかにし、次回三者協議の行われる３月１日までに、少なくとも提出できる証拠は提出するよう求め、同時に、提出できないのであればその理由を明らかにするよう促しました。これは一昨年裁判所が証拠開示勧告を出した時と同様の訴訟指揮です。

弁護団は証拠リストの開示を再度求めましたが検察はこれを拒否し、裁判所も「検討している」と述べるに留まりました。なお、弁護団は昨年12月に、これまで開示請求した証拠のうち、検察が「存在しない」と回答した証拠について、どのような調査を実施したのか、その詳細を明らかにするよう検察に釈明するよう求める「求釈明申立書」を裁判所に提出しています。

また、裁判所は次回三者協議までに今後の審理計画について提出するよう弁護団に求めました。

三者協議での裁判所の対応について笹森弁護士は、「DNA鑑定で決着がついたというのであれば終結という選択もあったがそうならなかった。証拠開示を前提とした釈明を検察官に行なったということは、DNA鑑定結果を無視できないというスタンスに立っているのではないか。弁護団としては鑑定の結果を証拠開示につなげたい」と述べました。

また、村崎弁護士は記者団に対して「今日の尋問で裁判官の心証はガラッと変わった。普通にいけば再審開始は間違いない。皆さんには上司と闘ってでも勇気を出して記事を書いてほしい」と注文を付けました。

この日法廷で尋問を傍聴したひで子さんは「年内には何とか再審開始を求めたいと思っている。がんばっていく」とコメントしました。また、ひで子さんは支援者に「検察推薦鑑定人が、前回の発言を「撤回する」と言ってから法廷の雰囲気が変わった」とも話しています。

４回にわたって行なわれた鑑定人尋問に向けて、弁護団のDNA鑑定班（笹森・伊豆田・角替各弁護士）は本田教授と打合せを重ねながら周到に準備をしてきました。その結果、袴田さんを有罪にした決定的証拠とされる「５点の衣類」の証拠価値を大きく減じることができたと思います。そして、会見に臨んだ３人の表情には「こちらがやれることは全てやった」という充実感が滲み出ていたように感じます。本当にお疲れ様でした。

しかし、言うまでもなく油断は禁物です。検察に即時抗告の道を断念させるには、徹底した証拠開示によって袴田さんの無実を示す証拠を全て明らかにさせる必要があります。弁護団の更なる奮闘に期待しましょう！■



会見で鑑定人尋問の内容を説明する笹森弁護士ら

面会報告

共同代表 福田勇人

2012年11月29日(木)

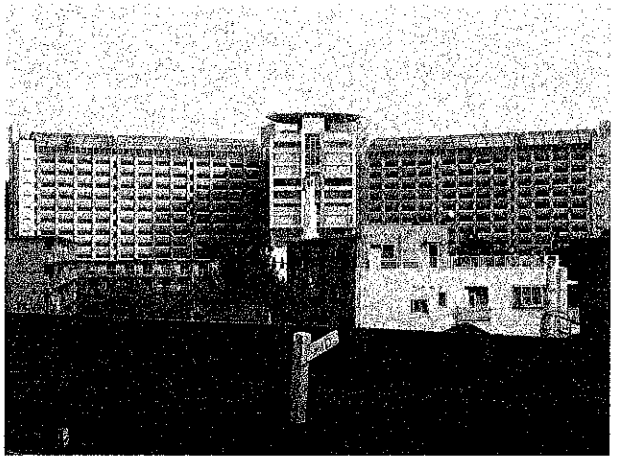
午後0時30分過ぎ、ボクシング協会の新田さんと私の二人で面会を申し込みました。私はいつものように刑事被収容者処遇法120条1項規定の重要用務処理者(再審の準備)と面会受付表に記載しましたが拘置所が認めず面会不許可。新田さんも、午後1時5分頃、拘置所職員から「本人が行かないと言っている」とのことでこの日も袴田さんと面会できませんでした。差し入れはボクシング雑誌と生花。



拘置所近くの公園で面会申請時の状況を報告する新田さん(2012年11月29日)

2012年12月21日(金)

午後から秀子さんが面会申請をしましたが、袴田さんが「断ってくれと言っている」と拘置所職員から告げられ面会できませんでした。秀子さんが厚手の下着を差し入れ。



袴田さんが収容されている東京拘置所(小菅駅から撮影)

2013年1月10日(木)

午前10時頃、弁護団の戸舘弁護士が面会申請。「本人が、知らないから断ってくれと言っている」と拘置所職員から報告を受け面会ならず。

2013年1月21日(月)

午前9時過ぎ、弁護団の戸舘弁護士が面会申請。袴田さんが「関係ないから用がないと言っている」とのことで面会ならず。

(以上、福田)

2013年1月23日(水)

午前11時過ぎ、秀子さんと平野で面会を申し込みました。平野は面会不許可。袴田さんが「お断りしてくれ」ということで面会できませんでした。

午後、上野動物園へ行きました。秀子さんは動物園へ初めて来たとのことでした。パンダと写真を撮ったり、ホッキョクグマがオレンジ色のポリ容器で遊んでいるのを見たり、キリンの脚が長いのにびっくりしたり、風もなく穏やかな日で、ゆったりと過ごしました。



DNA鑑定で、犯行着衣とされた白半袖シャツの血液が巌さんのものでないと出たことで(勿論、巌さんの型が出ることはないと思っていましたが)、肩の荷が下りた感じで、昨年のスピーキングツアーの時も少し観光をしたとのことでした。

(以上、平野君子) ■

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

★昨年の総選挙で議連メンバーに厳しい結果★

昨年12月16日(日)に投開票が行われた第46回衆議院議員選挙は自民党が圧勝し、民主党は政権の座から退きました。民主党の衆院議員がメンバーの多数を占めていた袴田救援議連も、今回の選挙での民主党惨敗の影響をもろに受ける形になり、牧野聖修会長はじめ、ほとんどの民主党所属衆院議員のメンバーが議席を維持することができませんでした。その結果、発足時60名以上いた議連のメンバーは23人にまで減っています。現在の政党別の構成は次の通りです。

・自民党８名(衆５・参３)
・民主党３名(衆１・参２)
・公明党３名(衆２・参１)
・社民党２名(衆１・参１)
・日本維新の会２名(衆2)
・みんなの党１名(衆1)
・共産党１名(参1)
・国民新党１名(参1)
・新党大地１名(衆1)
・生活の党１名(衆1)

早急に議連の立て直しを図らなければなりませんが、４名の世話人(逢沢一郎衆院議員〔自民〕・漆原良夫衆院議員〔公明〕・照屋寛徳衆院議員〔社民〕・自見庄三郎参院議員〔国民〕)は残っていますし、社民党党首の福島みずほ参院議員や新党大地の石川知宏衆院議員といった有力なメンバーも健在です。冤罪被害者の救済に与党も野党もありません。一人でも多くの議員に袴田さんの現状を理解してもらい、議連に加わってもらえるよう働きかけていくしかありません。■

「袴田事件」トピックス

袴田さんがギネス世界記録に認定

共同代表・福田勇人

あまり知られていませんが、袴田巖さんは「世界で最も長く収監されている死刑囚」としてギネス世界記録に認定されています。ギネス世界記録(いわゆるギネスブック)のウェブサイトを見ると、理由はわかりませんが、2010年1月1日に認定されたことになっています。

日本で袴田さんより前に死刑判決が確定した死刑囚は、マルヨ無線放火殺人事件の尾田信夫さん(1970年11月)、名張事件の奥西さん(1972年6月)、ピアノ殺人事件の大濱松三さん(1977年4月)と3人いるのですが、最初に死刑判決を受けた日で比較してみると、尾田さんは1968年12月24日、奥西さんは1969年9月10日(1審は無罪)、大濱さんは1975年10月20日で、袴田さんの1968年9月11日が一番早いことになります。

このような不名誉な記録は1日も早く再審無罪判決を獲得して削除させたいものです。

(ギネス世界記録のウェブサイト：
http://www.guinnessworldrecords.com/records-1/longest-time-on-death-row/)

★ジェレミー・アイアンズが袴田さん支援ビデオに出演★

共同代表・福田勇人

アムネスティ・インターナショナルによる袴田巖さん支援活動の一環で、『運命の逆転』という映画でアカデミー主演男優賞を受賞したこともあるイギリスの俳優ジェレミー・アイアンズさんが２分ほどのビデオメッセージを YouTube に寄せてくれています。
http://www.youtube.com/watch?v=35Jp03rm2KY

アイアンズさんは以前からアムネスティの活動を支援しているため白羽の矢が立ったものと思われますが、『運命の逆転』がアメリカで実際に起きたクラウス・フォン・ビューロー事件という冤罪事件を題材にした映画で、袴田事件が起きた 1966 年６月が、この事件とちょっとしたつながりがあることも、もしかすると彼が選ばれた理由になっているのかもしれません。

このビデオメッセージは昨年 12 月３日から YouTube にアップされていますが、存在自体あまり知られていないためか、再生回数が増えていないようなので、皆さん是非１度視聴してみて下さい。感動します！



【アムネスティ】袴田事件：ジェレミー・アイアンズからのメッセージ　より



★浜松集会開催！■

共同代表・福田勇人

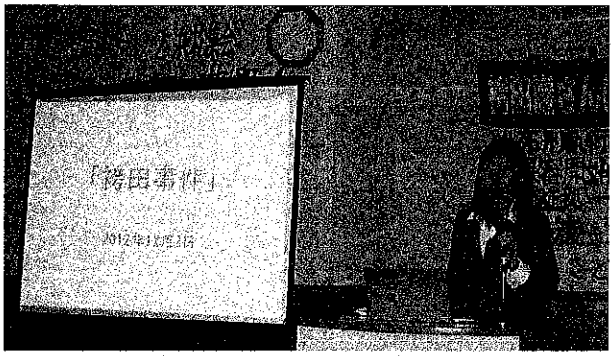
昨年 12 月２日（日）午後１時 30 分から浜松市の市民協働センターで「袴田巖さんは無実だ 12・2 浜松集会―急げ再審 袴田巖さんを生きて故郷に！」（主催：浜松・袴田巖さんを救う会）が開催され、約 50 名が参加しました。

集会では、社会派講談師の神田香織さんを師匠に持つアマチュア講談師の福田織福さんによる講談『袴田冤罪事件―百万遍』が披露され、何が何でも袴田さんから自白を獲るよう若手刑事に迫るベテラン刑事を演じた時の、織福さんの鬼の形相とドスの利いた声はさすがに迫力がありました。



「袴田冤罪事件―百万遍」を熱演する福田織福さん

袴田弁護団からは角替弁護士が参加し、袴田事件の概要と２次再審の状況についてパワーポイントを使って説明しました。角替弁護士は弁護士登録をするとすぐに袴田弁護団に加わり、当初から弁護団の活動をグイグイ引っ張ってくれています。DNA 鑑定班のメンバーにもなっていて、笹森弁護士や伊豆田弁護士とともに鑑定人への尋問



袴田事件の概要を解説する角替弁護士

も担当するなど非常に頼もしい存在です。

その後浜松集会では恒例の地元支援者竹内さんによる弾き語り、天竜林業高汚職事件で冤罪被害に遭った北川さんの訴えや清水救援会楳田代表の連帯アピールがあり、本会を代表して私からも連帯の挨拶と、２週間後に迫っていた総選挙での各党の刑事司法改革関連マニフェストについて報告させてもらいました。



仙台から参加した稲田さん（左）・二木さん（中央）と浜松救う会の福井さん

そしてこの日の集会には、はるばる仙台から大学生の二木さんと稲田さんが参加してくれました。彼らは、浜松救う会の支援者で元プロボクサーの福井さんと、仙台市内に拠点を置く震災復興ボランティア団体「ReRoots(リルーツ)」の活動を通じて知り合い、福井さんが袴田事件についても協力を呼びかけたところ意気に感じてくれ、今回の遠征となったようです。堂々と挨拶する若者の姿を見て私ももっとがんばらないといけないなと刺激を受けました。そして福井さんとのつながりでは、もう一人名古屋の緑ボクシングジムの松尾会長の姿もありました。支援の輪を着実に広げている浜松救う会の活動を本会も見習いたいところです。

最後にひで子さんが挨拶に立ち、変わらぬ支援に対する感謝の言葉が述べられました。「袴田巖さんを生きて故郷に！」というスローガンをあらためて心に刻んだ集会でした。

★国民救援会神奈川県本部が秀子さんを囲む会を開催★

共同代表・福田勇人

冤罪被害者を支援する全国組織「日本国民救援会」の神奈川県本部が昨年12月８日(土)の夜、関内の横浜合同法律事務所で「袴田秀子さんを囲む会」を開催し、救援会関係者のほか、布川事件の桜井さんと杉山さん、ゴビンダさんを支える会の客野さん、そしてスピーキングツアー横浜講演を終えたアムネスティ湘南グループの賀来さんら約30人が参加しました。多くの会員を抱える国民救援会とアムネスティが共に袴田さんを支援していることは心強い限りです。相手は検察や裁判所という強大な権力機構です。「袴田さんを救い出す」というゴールは同じはずですので、支援団体同士が多少の意見の違いを乗り越えられないようでは勝ち目はありません。その意味でも、今後の支援活動にとって希望の光が見えた１日となりました。



記念の品を贈られたひで子さん


参加者による記念撮影

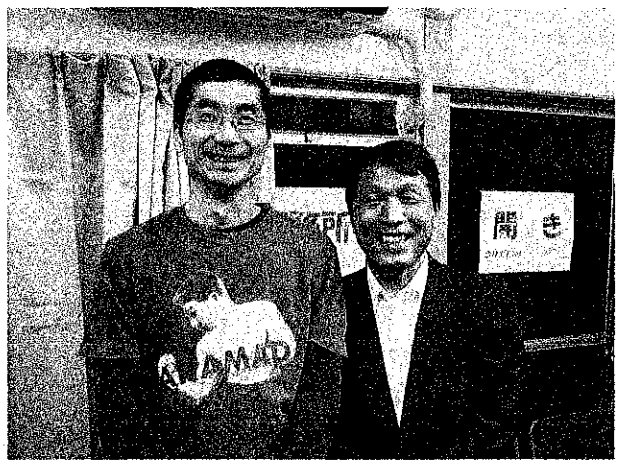
★布川事件の桜井さんから　カンパをいただきました！★

共同代表・福田勇人

前述の「袴田秀子さんを囲む会」の会場で布川事件の桜井昌司さんから、一昨年の再審無罪判決の確定によって国から支払われた刑事補償金から、本会にカンパをいただきました。

桜井さんは昨年11月12日、布川事件で受けた損害について、国(検察)や県(警察)などを被告として、東京地裁に国家賠償請求訴訟を起こしました。その第1回口頭弁論が来月21日(木)午後2時から東京地裁103号法廷で開かれる予定です。先月30日には国賠訴訟対策用に借り上げた「桜井司法研究所」の事務所開きが高田馬場であり、支援者や弁護士が駆けつけました。

「冤罪で苦しむ仲間を助けたい」という桜井さんの強い想いは、全面証拠開示の法制化にとって重要な布石となるであろう今回の裁判闘争へと自らを向かわせました。訴訟費用や諸々の経費など経済的負担も少なくない中、多くのカンパをいただき桜井さんどうもありがとうございました！



桜井司法研究所の事務所開きにて(左は本会福田共同代表)

★専大今村法律研究室が「冤罪と科学鑑定」を開催★

共同代表・福田勇人

先月26日(土)午後1時から専修大学神保町キャンパスで、専大今村法律研究室主催のフォーラム「冤罪と科学鑑定」が開催されました。同研究室は、『袴田巌は無実だ』(花伝社刊)の編著者でもある矢澤昇治専大法科大学院教授が室長を務めていた頃から、冤罪事件に関するシンポジウムを毎年のように開催し、袴田事件の関係者も毎回招待されています。今年のプログラムは東電OL殺人事件・名張事件・恵庭OL殺人事件・福井女子中学生殺人事件・飯塚事件・袴田事件という著名な6つの冤罪事件の弁護人が、それぞれ事件の概要や、科学鑑定が裁判にどのように影響したのかなどについて講演するものでした。

各弁護士の講演の中では、福井女子中学生殺人事件の島田弁護士によるプレゼンが、パワーポイント資料の完成度の高さで特に印象に残りました。この事件の弁護団は、視覚的なプレゼンを行って裁判所に訴えかけ、証拠開示などで成果を上げていると聞いていたので、島田弁護士のプレゼンを見て納得がいきました。日弁連はしばしば調書裁判の弊害を指摘していますが、調書裁判から抜け



主催者の専大矢澤教授

切れずにいるのは弁護士も同じではないかと感じます。これからは弁護士にも視覚的な資料を使ったプレゼン能力の向上が求められるのでしょう。

袴田弁護団からは小川事務局長が登壇し、冒頭「袴田のDNA鑑定チームは最強だ」と語り、これまで3回行われた鑑定人尋問で確かな手応えを感じていることを窺わせました。また、検察側推薦鑑定人が昨年11月に行われた主尋問で自らの鑑定の信用性を否定しただけでなく、弁護団推薦鑑定人の鑑定の信用性も否定したことを紹介し「自爆テロ」と形容しました。科学鑑定については、絶対視することの危険性や実験の重要性を強調するとともに、弁護団が行う実験結果に対して誤差



弁護団の小川事務局長

論で逃げる裁判所の姿勢を強く批判し、「今年中にいい結果が出せると思っている」と述べて講演を締めくくりました。

最後にひで子さんが緊急アピールを行い、「盆も正月もなく、ただひたすら弟の無実を信じてがんばってきた。命ある限りがんばる」と決意をあらたにすると会場から大きな拍手を受けていました。


弟の支援を呼びかけるひで子さん

◇◇

★支援団体合同で要請行動 ＆ 街頭宣伝★

共同代表・福田勇人

DNA 鑑定に関する検察側推薦鑑定人への反対尋問が行われた先月 28 日（月）、袴田さんを支援する市民団体は総勢約 30 人で午前中静岡地裁と静岡地検を相次いで訪れ、合同で要請行動を実施しました。なお、参加団体は次のとおりです。

・袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
・袴田巖さんを救援する静岡県民の会
・浜松・袴田巖さんを救う会
・日本国民救援会（静岡県本部ほか）
・袴田巖さんの再審を求める会

要請では、各団体や個人が用意した要請書を裁判所と検察に提出し、代表者が要請事項や袴田さんへの想いを担当者に伝えました。本会は今回準備不足で要請書は提出できませんでしたが、元公安調査庁長官で長年検事を務めてきた緒方重威さんが、前日行われた清水集会で講演した際に「検察は自分たちに都合の悪い証拠は隠す」とはっきり発言したことを私から伝え、公正な裁判を実現するためには全面証拠開示が不可欠であることを強調し、裁判所と検察にその実現を要請しました。


静岡地裁への要請に向かう支援者

こうした要請を行うと担当者は「必ず上司に伝えます」と回答しますが、恐らく報告を受けた裁判官や検察官が、我々が提出した要請書を読むことはまずないと思います（中にはきちんと目を通す人がいるかもしれませんが）。では、我々支援者のこうした要請には全く意味がないのでしょうか。答えは断じてノーです。確かに彼らが要請


静岡地検での要請の様子

書を全て読むことはないのかもしれませんが、要請行動が頻繁に行われている事実、つまり袴田事件の裁判の行方に市民が大きな関心を寄せていること自体は伝わります。それは裁判官や検察官にとって、いい加減な仕事はできないというプレッシャーになるのです。

午後からは、鑑定人尋問のために裁判所に向かう弁護団を見送った後、静岡市内の繁華街(109前)へ移動し街頭宣伝も行いました。清水救援会の山崎事務局長がメガホンで袴田事件の冤罪性を訴え、他の支援者は道行く人々にビラを配布しました。反応は決して上々とまで行きませんでしたが、地元で起きた事件だけあって報道に接する機会も多いためか、ビラを受け取ってくれる人もそれなりにいて、事件に関心を抱いている人も多いように感じました。本会でも今年になって小型のメガホンを購入しました。東京でも今後街頭宣伝を行う予定にしています。



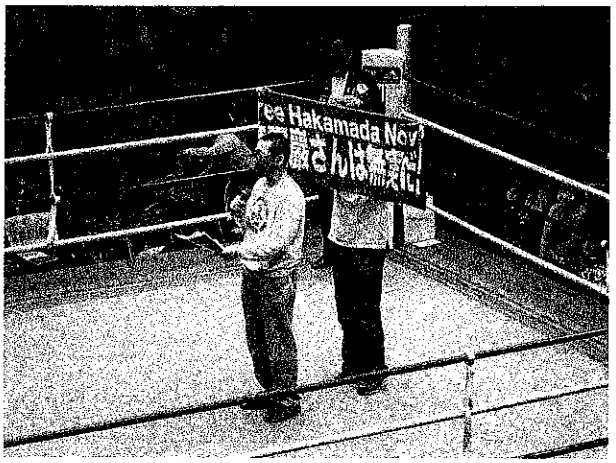
支援団体合同での街頭宣伝(静岡市内109前)

★後楽園ホールにて リングアピールをしました！★

共同代表・校條　実

12月27日(月)後楽園ホールのトクホンダッシュ・エアロ第91弾（主催：トクホン真闘ジム／ピューマ渡久地ジム）にて、袴田巖さんへの支援を訴えるブースを置かせていただくとともに、リングアピールの機会をいただき、アピールしてきました！ブースではFree Hakamada Now !!支援Tシャツや書籍を販売し、カンパも募りました。

リングアピールでは、今回のプログラムの真闘ジム佐々木隆雄会長のメッセージの中にある袴田巖さんが佐々木会長に宛てた30年前の手紙の文章も合わせて読ませていただきました。「リングの中は、前も後も右も左も、皆、お客様が観ておられます。その中で、拳ひとつだけで闘ってきた事が私の唯一の誇りなのです。」「リングの中においても、リングを下りてからも反則行為は一度たりともしておりません。」この強烈な訴えに佐々木会長はリング上で巖さんの無実を長年アピールしてきました。今もなお袴田巖さんは、この誇りを持って東京拘置所の中で生き抜く事で、冤罪と闘っている事と思います。今年こそ、この後楽園ホールで一緒にボクシング観戦できる日が来る事を願ってやみません！ Free Hakamada Now!!!



リング上から支援を訴える本会校條共同代表



★「私たちが励まされていた」と周囲に感謝の言葉／秀子さんの「スピーキング・ツアー」神奈川講演★

小石 勝朗

袴田秀子さんによる「全国スピーキング・ツアー」(主催＝アムネスティ・インターナショナル日本)の神奈川講演が12月8日、横浜市の神奈川婦人会館で開かれた。本会の福田勇人・共同



開会の挨拶をするアムネスティ神奈川連絡会の石原代表

代表が袴田事件の経緯や問題点を解説。秀子さんは、事件発生以来の弟・巖さんや家族の様子を語り、周囲への感謝の気持ちを何度も口にした。

福田さんは、犯行に使われたとされるクリ小刀の刃先が見つかっていないなど、事件には重要な部分で未解明の点が残っていると指摘。裁判で証拠採用された巖さんの供述調書が1通だけだったこと、最近開示された巖さんの供述テープに秘密の暴露がないことなど、当時の捜査の問題点を挙げた。

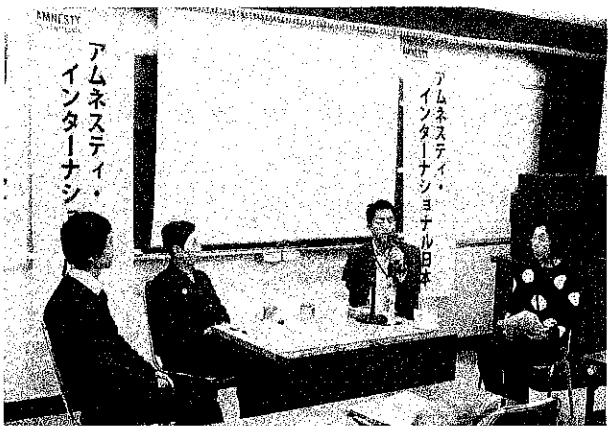


スライドを使って事件の解説をする本会福田共同代表

さらに、現在の第2次再審請求審の動向にも言及。DNA鑑定を担当した検察推薦の学者が証人尋問で「自分の鑑定結果を『信用しないでくれ』と言っている」ことなどに触れて、検察側の対応を批判した。

対談形式で登壇した秀子さんは、子どもの頃からの家族の写真を映しながら、巖さんの幼少・青年期について「とてもおとなしい子どもだった」「柔道をやっていたのに、知らぬ間にボクシングを始めて国体に出場した」と回想した。

事件が起きた時に巖さんから「強盗だか何だかわからんよ」と電話があったこと、逮捕された時には自身の部屋も警察の捜索を受けたこと、両親が亡くなったのを拘置所の巖さんに伝えずにいたら「(両親の)夢を見た。夢のように元気だったらいいのですが」と手紙が来たこと、兄と3人で面会に行った時に懸命に事件のことを話していた巖さんの様子などを次々に述懐。秀子さん自身、つらい思いを紛らわそうと「お酒に頼った時期があった」ことまで紹介した。



座談会の様子(左から本会福田共同代表・ひで子さん・新田さん・アムネスティ湘南グループの賀来さん)

そして、逮捕からこれまでの46年間を「私たちが励まされていた。支援者がいたから私がある」と振り返り、今回のスピーキング・ツアーにも「これまで旅行する気持ちの余裕はなかった。皆さんがいろいろと声をかけてくれて非常にうれしい」。前向きで周囲への気配りを忘れない秀子さんの話に参加者は聞き入り、事件への関心を持ち続ける大切さを改めて感じていた。

★アムネスティ・袴田秀子さんスピーキング・ツアー東京講演★

★お姉さんの思い。★

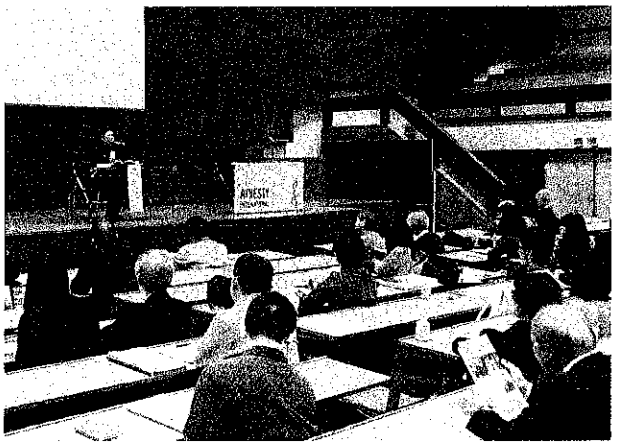
共同代表・校條　実

７月に大阪から始まったアムネスティ・インターナショナル日本主催の、袴田秀子さん全国スピーキング・ツアー『逮捕から46年。それでも「負けてたまるか」 袴田事件：最愛の家族を取り戻すために』は、兵庫、広島、滋賀、静岡、新潟、神奈川を経て、12月９日(日)に東京は日本大学法学部にて、いよいよ最終講演を迎えました。

今回のツアーでは、今まであまり知られていなかった巖さんの生い立ちや幼少の頃の写真などが姉のひで子さんによって紹介され、巖さんの人となりに触れられています。最終公演ではさらに袴田弁護団の加藤英典弁護士が事件の現状などを説明し、講談やDVDなどもありました。

事件から弟巖さんの逮捕と世間の目。これまで表にならなかったご両親ご家族のご苦労などが、姉のひで子さんから語られ、「冤罪」という「事件」が降り掛る事がいかに大変かを、別の角度から見る事となりました。そして、まさに目の前のお姉さんの姿が、まだ事態が継続中である事を物語っていました。今回際立っていたのは、ひで子さん自身が事件から封印してきた「思い」を少しずつ解き放っていこうという姿です。それによってさらに困難を乗り越えていこうという姿勢、そして溢れ出て来んとする感情。ここ最近のDNA鑑定や証拠開示の流れによって、世間も無実を確信し出している事に、勇気づけられているとおっしゃっり、ここまで来られた事に支援の皆さんのへの感謝の言葉を万感の思いで伝えてくださいました。弟が逮捕された時から我慢してきた思いを少しずつ言葉にしていっておられる姿に、胸が熱く、そして何とも言えぬ思いを抱きました。

もちろん時間的（年齢的、健康的）にも予断を許さない状態が続いており楽観はできません。本当に袴田巖さんが一刻も早く再審になるよう、司法関係者にお願いしたい。



多数の人が会場に。



最終講演で弟との想い出を語るひで子さん



袴田弁護団の加藤弁護士

今回会場にいらしたお二方に、感想を寄せていただきました。(次ページ) ありがとうございました。

★袴田ひで子さん 全国スピーキング・ツアー 最終講演に参加して★

MK さん

昨年 12 月 9 日、水道橋の日大法学部講堂で行われた「袴田ひで子さん 全国スピーキング・ツアー 最終講演」に、以前署名にも協力してくれた友人と二人で参加しました。

袴田事件については以前から弟を通じて知っており、会報も頂いていましたが、二人の息子の子育てに追われる日々の中、なかなか会報もじっくり読めずにいましたが、今回会報に同封されていたチラシを見て、お姉さんのひで子さんのスピーキングツアーも最終講演だと知り、参加してみようと思いました。

事件の経緯については福田織福さんの講談、DVD 上映、加藤弁護士のお話などで大方わかりました。少し残念だったのは、マイクの音が聞き取りづらく、せっかくの皆様のお話で聞こえないところがあったり、DVD やスライドも照明を落とさず上映されたので見づらかったことです。でも、スライドを交えたひで子さんとの座談会では子供のころの巖さんやご家族の貴重な写真を拝見することができました。ご両親や兄弟に愛されて育った巖さんから 40 年以上もの尊い日々が奪われ、強要された自白や捏造証拠による無実の罪でありながら、精神をもむしばまれた今なお再審が実現しない、そんなことがまかり通る司法の問題点とはどういうことなのか。私のような司法も裁判も素人な普通の主婦の素直な疑問ですが、その辺のところをもう少しわかり易く説明して頂けたらよかったと思いました。

資料として配られた袴田さんの手記『主よ、いつまでですか』からの抜粋を読み、袴田さんには当時まだ小さな息子さんがいたことも知り、可愛い盛りの我が子に突然会えなくなる悲しみの深さはどれほどでしょうか。それでも希望を持ち、しっかりした文章で家族や支援者へ手紙を書き続けていた巖さんが、無実の死刑囚として長い拘置所での希望と絶望の繰り返しの中で、いつしか精神状態まで悪化してしまわれたことに胸が痛み、検察にも裁判所にも憤りをおぼえます。

事件が起こった 1966 年は私が生まれた年であり、一人の人間が生を受け、学生時代を経て就職、結婚、そして二人の子供が小学生と中学生に成長するほどの長い 46 年間、拘置所の中の巖さんと同じ年月の間、支援し続けてこられたお姉さんのひで子さん。証拠品とされた衣類に付着する血痕の DNA 鑑定の結果からやっと再審への希望が見え始め、巖の無実が証明される日がようやっと訪れそうでどんなにかほっとしたと涙をこぼされるひで子さんの姿に、私も含め会場の皆さんも泣いてしまいました。

先日、「DNA 鑑定人の尋問が終了し、審理継続」との新聞記事を見ました。一日も早く再審が実現し、無実が証明され、自由になった巖さんとお姉さんが一緒に暮らせますように。

★袴田ひで子さんの話を聞いて★

CK さん

私は「袴田事件」という言葉をかろうじて知っているという程度の知識で、知人に誘われて今回の会に参加しました。

大学教授・弁護士・講談師の話を聞いて事件の様子がおぼろげながらわかってきたところで袴田ひで子さんの話を聞きました。淡々とした口調ながら、アルコール依存症になりかけた話や今回の全国スピーキング・ツアーで初めて旅行をしたという話を聞いて、ご家族の苦労も並大抵のものでなかった事を感じました。

普通に生活していた人が覚えのない事件の犯人にされ、その事件のずさんな捜査が見直されることがないという不条理が一刻も早く解消されることを願っています。



★被疑者と茶碗は必ず割れる★　(2013.1.27 清水集会)

共同代表：石井

刑事・検事たちの格言にあるそうだ。「口を割らせてなんぼ」の世界、仕事ができると評価され”出世”して行く。１月27日、清水で開催された恒例の「袴田巌さん支援集会」において「割り屋」としても辣腕をふるって数々の功績を挙げたであろう元公安調査庁長官であり検察のエリートとして活躍されながら「朝鮮総連ビル詐欺事件」という架空に近い所有権移転登記をめぐる詐欺容疑で逮捕・起訴され、現在最高裁に上告中の緒方重威弁護士の講演を聞く機会を得た。

お話のテーマはずばり「自白」をめぐるエトセトラである。刑事訴訟法319条１～３項に規定された「自白の証拠能力・証明力」についての解説と捜査機関における自白の位置づけ、捜査機関の自白獲得の手法、裁判における自白の位置づけ等が述べられた。

まず刑訴法上の自白の証拠能力について、その自白が内容に立ち入って判断する価値があるものなのかどうかという点と、自白獲得の任意性が担保されていたか(強要、脅迫がなかったか)が問題とされる。次に自白を補強する証拠が存在するかどうか。自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされないとの第２項の規定があるが、現実にはこの補強証拠がけっこう曲者であって、獲得した自白に合わせて証拠を改ざんしたり捏造したりする可能性も否定できない。現に郵政省の村木局長の事件では担当検事が証拠改ざんで逮捕され、社会問題として耳目を集めた。こうした例に見られるように自白は依然として証拠の女王であると捜査当局は考えている。また、一般刑事事件の場合、自白で重要視される「秘密の暴露」が得られた場合、有罪心証をもつ大きなファクターになることも事実である。そして警察の捜査をベースにその延長上で検事取り調べ・捜査が行われるためその影響を受けるのは自然な成り行きである。裁判官は捜査経験がないので警察・検察の一体になっていることへの感覚は今ひとつ鈍いところがあるのだろう。また検事は刑事とは違って法律家としてデタラメことや強要などしないだろうという思い込みもあるようだ。はじめからストーリーがあって認めさせた自白はすぐにわかるはずだが、自分の時もなぜ自白調書にサインしたかといえば、こんな作文のような調書は裁判でひっくり返せると思ってしまったためだと言う。また、否認事件はいい事件だと緒方氏は考えていたそうで、一つ一つ丁寧につぶしていって否認を覆してゆけば自ずと真相に迫れる。

袴田事件での「5点の衣類」捏造説について感想では、証拠捏造について言えば、ゼロから作ったものは必ず実体とずれてくるのでバレタときの事を考えると恐ろしくてなかなかできるものではないと思うが、具体的にコメントできる立場にないのでこれ以上はなんとも言えない。



検事時代の体験を語る緒方元公安調査庁長官

このようなお話を聞きながら、改めて袴田さんの自白調書について考えた点がある。判決文はたった66ページにすぎないのに、９ページにわたり44通の供述調書を証拠から排除した理由(任意性が確保されていない司法警察員による取り調べや起訴後の検察官による違法性を疑わせる取り調べ等)を長々と述べ、捜査への批判まで「付言」という形で書き加えるという異例なものだった。45通の供述調書のうちたった１通の検事調書だけが証拠として確定判決において採用されたわけだが、その補強証拠たるやあまりに脆弱でとても袴田さんと犯罪事実(4人が殺害され家が放火されたという凄惨な事実)を結びつけることができそうな代物ではなかった。そこにこそ１年２ヶ

月後に突如として発見された「5点の衣類」の必要性があり、そのうちのズボンの共布が袴田さんの浜北の実家からいとも簡単に押収されるという“起死回生”の展開が起きたのだった。そしてこの「5点の衣類」は供述調書とは一切関係のない独立した有力な証拠として機能し、犯行着衣であることに疑いの余地はないと先ず認定され、共布の発見や関係者の供述から袴田さんとの結びつきが“証明”され、袴田さんが犯行時に着ていたものであると認定されていった。

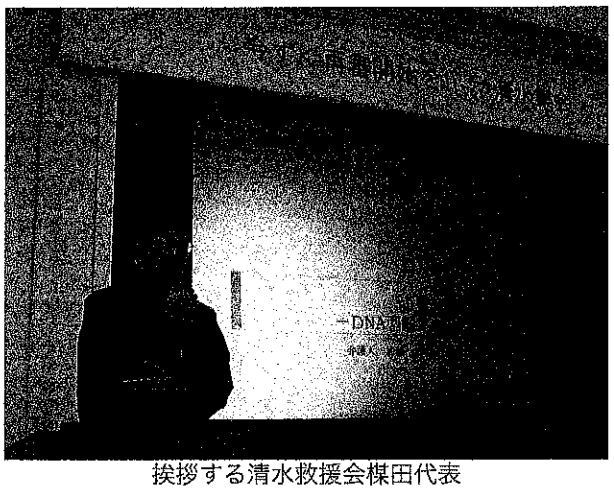
そして弁護団の加藤弁護士の報告にあったように昨年から続いているDNA鑑定によって「5点の衣類」が犯行着衣ではなく、袴田さんが着ていた物でもないという弁護団のかねてよりの主張が裏付けられたと言える結果となっている。よってその証拠能力は著しく減じたと同時に捏造された証拠である可能性が高く、死刑判決に重大な誤りが見いだせると結論づけてよく、再審開始決定は裁判官のほんの少しの勇気で出せる段階に来ている。■

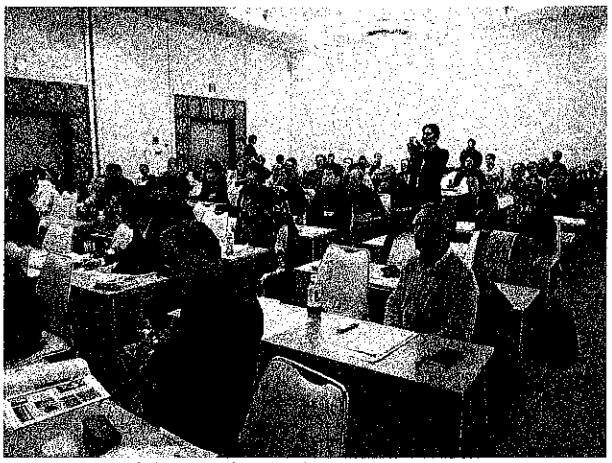

講演する袴田弁護団の加藤弁護士

★袴田巌さんを救う会の学習会で三井環さんの講演★

共同代表・校條　実

1月20日にカトリック清瀬教会にて、無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会主催の公開学習会「検察とメディア」にいき、元大阪高等検察庁公安部長で、現在は検察のあり方を厳しく問う活動をしていらっしゃる、三井環さんのお話を聞きました。三井さんは検察の裏金作りを内部告発をする直前で逮捕された方で、検察の立場から見えるものをお話しいただきました。特に印象に残ったのは、「残記録」（検察が証拠提出しなかった調書）と押収した証拠品の全面開示をしなければ、司法は正されないという話。検察でなければ分からない、裏側の話は、本当に貴重で、三井さんのような存在があってこそ司法を良い方向に導く力になると思えました。そして袴田巌さんの場合も無実に間違いないと。


挨拶する清水救援会楳田代表


会場には多くの市民が駆けつけた

Free Hakamada Now!!!

その後、救う会の新年会にも参加させていただき、交流させていただきしました。皆さん、ありがとうございました。■


講演する三井環さん

お　知　ら　せ　！

共同代表 福田勇人

★「袴田巖さんは無実だ！バースデー街頭宣伝」を行います！★

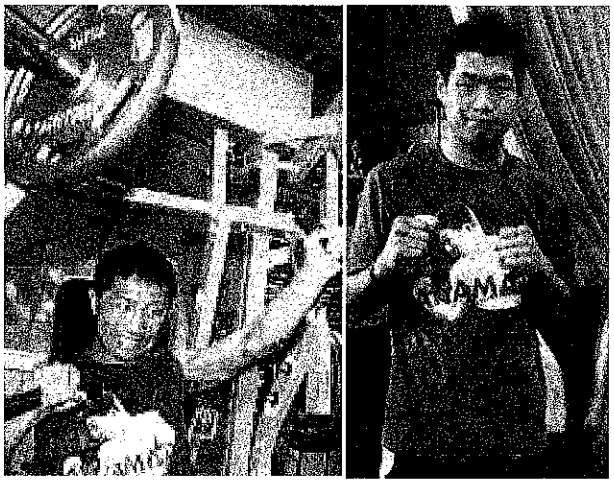
求める会事務局

来月10日の袴田巖さん77歳の誕生日、有楽町マリオン前で支援団体合同の街頭宣伝を行うことにしました。詳細は本会のブログでお知らせします！

その他、4月20日（土）東京集会（豊島区勤労福祉会館）、5月26日（日）浜松集会、6月30日（日）清水集会と、立て続けに支援集会を開催する予定ですので、皆さん是非ご参加下さい。よろしくお願いします！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト
（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!!



元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級（WBCバンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手

★WBA世界フライ級タイトルマッチで袴田さん支援アピール！★

求める会事務局

今月27日（水）の夜、川崎市とどろきアリーナで開催されるプロボクシングWBA世界フライ級タイトルマッチに登場する挑戦者黒田雅之選手のトランスクスに「FREE HAKAMADA! 絶対に負けられない闘いがここにある」の文字がプリントされることになりました！

黒田選手の戦績は21勝(13KO)3敗2分。川崎新田ジムに所属し、これまで日本ライトフライ級タイトルを４度防衛したハードパンチャーです（世界戦挑戦で日本タイトルは返上）。一方の王者ファン・カルロス・レベコ（アルゼンチン）も29勝(16KO)1敗と高いKO率を誇り、KO決着の予感が漂います。

川崎新田ジムの新田渉世会長は言わずと知れた日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会の委員長。今回黒田選手の世界戦挑戦が決まったとの話を聞き、無理を承知で黒田選手のトランクスに袴田さん支援アピールの文字をプリントできないかとお願いしたところ快くOKしてもらえました。来場者に配られるプログラムにも袴田さんへの支援を呼びかける広告が掲載される予定です。

試合の模様はCSのスカイ・Aとtvk(テレビ神奈川)で生中継される予定ですので、皆さん是非黒田選手のトランクスに注目して下さい。もちろん黒田選手の応援も忘れずによろしくお願いします！チケットも絶賛発売中です！■

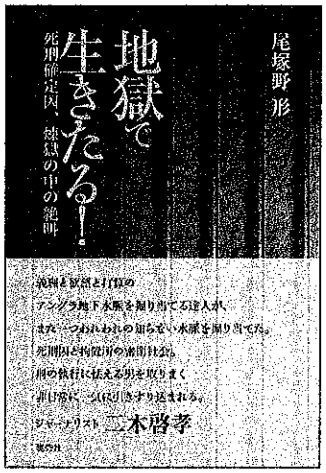


トランクスのデザイン

書籍紹介

共同代表・福田勇人

『地獄で生きたる！―確定死刑囚、煉獄の中の絶叫』



尾塚野形著
鹿砦社・2013年・本体1400円

東京が７年ぶりの大雪に見舞われた今年の成人の日、毎日新聞が死刑囚の処遇に関する特集を組んだ(新聞記事集参照)。記事によると、昨年９月に同紙が行なった死刑囚の処遇規程に関する情報公開請求に対し、東京拘置所など死刑囚が収容されている７施設を管轄する各矯正管区が翌10月に「死刑確定者処遇規程」などの関連文書を開示したとある。とすると、昨年私が東京矯正管区に同規程などの開示請求をしていた同じ時期に、毎日新聞も開示請求をしていたってことだ(本誌前号参照)。

それはいいとして、恐らく毎日新聞はこれらの規程の開示請求と並行して、「裁判員裁判で一般市民が死刑判決を言い渡すこともある現在、死刑囚が日々どのような生活を送っているのか法務省は広く国民に知らせる努力をすべきだ」とか何とか言って、東京拘置所に関連施設への立ち入り取材などを申し込んでいたはずだ。それが思いがけず(?)許可されたので、この日の特集になったんだろう。

ただ、今回開示された死刑囚の処遇規程は、本誌前号「面会者への面会回数制限は不当だ(その2)」にも書いたとおり、「死刑に異議あり！」キャンペーンのサイト(URL:www.abolish-dp.jca.apc.org)に数年前からアップされていて、誰でも閲覧可能な状態にあったわけで(もちろん今も)、何も毎日新聞が今回の開示請求で初めて開示させたものじゃないということは指摘しておきたい。

で、グッドタイミングというか何というか、この特集が掲載される数日前に刊行されたのが本書。大阪拘置所に収容されている「川口一成」という死刑囚が日々執行に怯えながらも生への執着を断ち切れずに過ごす獄中生活を一人称で語るフィクションだ。ただし、死刑囚に関する限られた情報と自分の想像力だけを頼りに著者が書き上げた「作り話」じゃない。実在する一人の死刑囚が獄中生活などを書き綴った数冊の大学ノートを、著者が知人を介して手にしたことが本書を上梓するきっかけになったというのだから、フィクションの形をとったノンフィクションと言ってもいいのかもしれない。拘置所職員の官職名・序列の違いや、拘置所・刑務所でしか通用しないような数々の隠語、そして刑務官や他の死刑囚・受刑者との人間関係なども詳しく書かれていて興味深い。

袴田さんを含め、死刑囚の処遇がどのような規程に従ってなされ、どのような環境で生活しているのかを広く読者に知らせた毎日新聞の特集は評価されていい。しかし、記事をいくら丹念に読んでも、文字通り鳥籠のような運動場と無機質な独房の写真をいくら眺めて、そこから生きた死刑囚の顔や苦悩は見えてこない。本書は、実在する死刑囚を基に川口一成という架空の人物を作り上げたことで、新聞記事が伝えきれないリアルな死刑囚の獄中生活を描いてみせた労作である。■

活動報告

11/29 袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
12/2 浜松集会参加（浜松・市民協働センター）
12/8 アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアーで講演（桜木町・神奈川婦人会館）
12/8 国民救援会袴田ひで子さんを囲む会参加（関内・横浜合同法律事務所）
12/9 アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアー参加（水道橋・日大法学部）
12/16 プロボクシング全日本新人王決勝戦会場でTシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
12/17 真闘ジム興行会場でリングアピール &Tシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
12/23 求める会定例会＆忘年会（巣鴨・村崎法律事務所ほか）
12/26 弁護団推薦鑑定人反対尋問記者会見参加（静岡・弁護士会館）
12/26 弁護団忘年会参加（静岡）
1/20 求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
1/20 東京救う会公開学習会＆新年会参加（清瀬・カトリック清瀬教会）
1/23 袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
1/24 取調べ可視化市民集会参加（永田町・参院議員会館）
1/25 飯塚事件勉強会参加（四谷・現代人文社）
1/26 専大シンポ「再審と科学鑑定」参加（神保町・専大法科大学院）
1/27 在静マスコミへのレクチャー参加（清水・辻公民館）
1/27 清水集会＆懇親会参加（清水・清水テルサほか）
1/28 地裁＆地検要請行動参加（静岡）
1/28 街頭宣伝参加（静岡・109前）
1/28 検察推薦鑑定人反対尋問記者会見参加（静岡・県産業経済会館）
1/30 ボクシング協会関係者と打合せ（登戸）
1/30 布川事件国賠事務所開き参加（高田馬場・桜井司法研究所）
1/31 再審連続シンポpart2参加（霞が関・弁護士会館）
2/6 バースデー街宣打合せ（高田馬場）
2/10 『さいしん』48号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
2/10 求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

活動予定

求める会

2/11 バースデー街宣打合せ（八丁堀）
2/13 袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
2/27 プロボクシング世界戦会場でTシャツ販売（武蔵小杉・とどろきアリーナ）
3/3 求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
3/10 バースデー街宣（有楽町・マリオン前）
4/7 『さいしん』49号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
4/20 東京集会（池袋・豊島区勤労福祉会館）

その他の団体

2/25 弁護団勉強会＆弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
3/1 三者協議（静岡・静岡地裁）
3/9 映画『約束』トークイベント（渋谷・ユーロスペース）
5/26 浜松集会
6/30 清水集会

■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座 019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

編集後記

※会計報告を別冊の新聞記事集に載せました。会員の皆様よろしくお願いします。
今年は後楽園ホールに袴田巖さんを迎えよう！■
（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

さいしん　第４８号　新聞記事集

2012年(平成24年)11月21日(水曜日)　11版 社会 32
中日新聞

独房で精神鑑定を

袴田死刑囚 弁護団が意見書

「袴田事件」で第二次再審請求中の袴田巌死刑囚(七六)に認知症の症状があるとして、姉の秀子さん(七九)を成年後見人にするよう求めている審判で、弁護団は、東京拘置所の死刑囚に精神鑑定を受けさせるため、医師が拘置所内に立ち入れるよう求める意見書を東京家裁に提出した。

弁護団の岡島順治弁護士によると、東京家裁から十月末、精神鑑定を担当する医師が拘置所を訪れ、袴田死刑囚に面会を求めたと連絡があった。その際、死刑囚は独房から出るのを拒否し、鑑定はできなかった。

このため弁護団は、精神鑑定するには鑑定医が独房に出向く必要があると判断。先週、意見書を出し、東京家裁の判断で鑑定医を拘置所内に入らせることを求めた。

精神鑑定が実現すれば、結果を基に家裁が後見人の必要性を判断する。審判で「心神喪失状態」と認められれば、刑事訴訟法に基づき死刑執行が停止される可能性があり、弁護団は早期の鑑定実施を求めている。

後見人申請をめぐっては、東京家裁が二〇〇九年、袴田死刑囚の精神状態を「妄想的思考がある」と認定。秀子さんを、死刑囚本人の同意の下に資産管理などができる成年後見制度の「保佐人」に指定した。後見人になれば、より権限が強化され、死刑囚の健康状態を管理して拘置所での面会が可能になる。

平成２４年(2012年)１２月３日（月曜日）

袴田事件理解を講談で呼び掛け

浜松で支援者集会

「袴田事件」で第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(76)の支援者集会が2日、浜松市中区で開かれ、事件を題材に全国で講談を行うアマチュア講談師の福田織福さんが講演した。

福田さんは、「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」に所属。事件のことを広く知ってもらおうと姉の袴田秀子さんら関係者の話、書籍などを基にした講談を披露している。約40人の参加者を前に、福田さんは警察による取り調べの経緯などを物語仕立てで語った。

弁護団の角替清美弁護士による事件概要の解説もあり、姉の秀子さんは早期再審開始へ支援を求めた。

③　2012年12月5日　救援新聞

静岡・袴田事件第2次再審

検察側鑑定人 自らの鑑定を否定

弁護側鑑定も道連れに

静岡地裁

1966年に起きた強盗殺人・放火事件で、犯人とされ死刑が確定している袴田巌さんの第2次再審請求審で、DNA型鑑定をおこなった検察側鑑定人の尋問が11月19日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれました。

会見を開いた弁護団によると、鑑定人は鑑定試料の保管状態が悪いことなどから、「鑑定結果は役に立つものではない」と述べました。自身が定めた「一定の基準」に満たないから「信頼性がない」として、弁護側鑑定人の鑑定についても、「基準」を満たしていないので信用できないと加えました。

証言を受けて弁護団は、「自分の鑑定を否定して、弁護側の鑑定も否定したことや、鑑定書の内容から後退した証言をしたことを、反対尋問で追及したい」と話しました。

また、尋問後の三者協議で、検察側の証拠目録の開示を求めた弁護団に対し、裁判所が関心を示し、「検討する」と述べたことも報告されました。

鑑定は、犯行時の着衣とされた衣類に付着していた血痕が、被害者や袴田さんのDNA型と一致するかどうかを弁護側、検察側双方の鑑定人が調べたものです。弁護側鑑定人は、袴田さんとも被害者とも一致しないと鑑定。弁護団は「証拠の衣類は捏造されたもの」と主張していました。検察側鑑定人も、袴田さんの型とは一致しないとしました。

救援新聞
2013.1月15日

静岡

朝日新聞

2012年(平成24年)12月27日　木曜日

袴田事件・第2次再審請求

「鑑定手法は有効」

尋問で弁護側鑑定人

清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」に付いた血痕のDNA型を鑑定した弁護側推薦の鑑定人に対する静岡地検の反対尋問が26日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）であった。

尋問後に会見した弁護団によると、地検は「一般的な鑑定手法とは言えず、結果に信用性はないのではないか」などと質問。鑑定人は、予備実験の検証をまとめた報告書を事前に提出し、「試料が古くても有効な手法。検出したDNA型は信頼できる」と答えた。

千葉雄一郎次席検事は尋問後、「我々とは違う考えの鑑定をしている」と述べ、再審開始の理由となる「新規かつ明白な証拠」には当たらないとの主張を繰り返した。検察側推薦の鑑定人に対する弁護側の反対尋問は、来年1月28日の予定。

静岡・袴田事件

DNA型、袴田さんと一致せず

足利事件でも鑑定した本田教授「鑑定結果に自信」

1966年、一家4人を殺害したとして死刑判決を受けている袴田巌さん(76)の再審請求審で、12月26日、静岡地裁で弁護側鑑定人に対する検察の反対尋問がおこなわれました。

犯行時の着衣とされた衣類に付着した血痕のDNA型鑑定をめぐって、弁護側鑑定人の本田克也筑波大教授は、被害者のDNA型と一致したものは確認されず、袴田さんのDNA型にも一致しないと鑑定しています。この日おこなわれた検察側の反対尋問で本田教授は、「適切な手法で鑑定した」、「鑑定結果には自信がある」と述べ、鑑定の信頼性をあらためて強調しました。

検察は、DNAが血液由来のものかどうかを調べた本田教授の鑑定方法が、「独自の手法」だとして疑問視していました。尋問で本田教授は、「鑑定実施前の予備実験で、血液由来のDNAが採取できると確認した」と述べ、鑑定結果の信頼性を強調しました。

尋問後の記者会見で弁護団は、「自信を持ってとりくんだ鑑定で、裁判官にも、鑑定の正しさを確信してもらえたと思う」と評価しました。本田教授は、過去に再審無罪が確定した足利事件でもDNA型鑑定をおこなっています。

1月28日には、検察側鑑定人に対する、弁護側の反対尋問がおこなわれます。裁判所は、これらの尋問の結果を踏まえて再審開始の可否を決定する見込みです。

袴田巌さんの姉・秀子さんは、国民救援会静岡県本部にあてた正月の挨拶のなかで、「闘い続けてきたいま、肩の荷が少し軽くなったような気がします。今回のDNA鑑定結果は、再審請求審の山場。今一歩の闘いと心を引き締めています」と語っています。

朝日新聞　2012年（平成24年）12月27日（木曜日）　中日新聞

前例ない予備実験実施

袴田事件　弁護側鑑定人が証言

袴田事件の第二次再審請求で、証拠品の血痕のＤＮＡを分析した鑑定人への三回目の証人尋問が二十六日、静岡地裁であった。弁護団の推薦で、袴田巌死刑囚（７２）の有罪の根拠となった「五点の衣類」などを調べた鑑定人は、鑑定の信頼性について「前例のない手法だが、予備実験を実施しており、第三者の検証に耐えられる内容だ」と証言した。終了後に会見した弁護団が明らかにした。

昨夏から今年四月までのＤＮＡ鑑定では、弁護団と地検がそれぞれ推薦した専門家二人が鑑定を実施。鑑定結果が再審開始の理由になるか判断するため、来年一月までに計四回の非公開の証人尋問を行う。この日は弁護団推薦で鑑定を担当し、衣類には死刑囚と被害者のいずれの血痕も付いていないと判断した筑波大の本田克也教授が、検察官や裁判官らの質問に答えた。

弁護団や地検による尋問を終えた本田教授は独自の手法で血痕のＤＮＡを抽出し、正確な鑑定結果を出せたと主張した。さまざまなＤＮＡが混在した試料から、血液のＤＮＡを取り出す予備実験もしており、信頼性を担保していると証言した。

弁護団の笹森学弁護士は会見で「ＤＮＡ鑑定が袴田さんの無実を裏付ける明白な証拠だと分かった」と述べた。静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「鑑定結果の信頼性を確認したが、私たちの考えとは違うように感じた」との見方を示した。

来年一月二十八日に検察側推薦の鑑定人に対する弁護団の反対尋問を行い、一連の証人尋問を終える。その後、弁護団と検察の双方が尋問結果を踏まえた意見書を地裁に提出する。

静岡中　2012年（平成24年）12月27日（木）　毎日新聞

袴田事件　弁護側鑑定に検察尋問

弁護団「裁判官の理解得た」

１９６６年に清水市（現静岡市清水区）で起きた袴田事件で、ＤＮＡ型鑑定をした鑑定人２人のうち、弁護側が推薦した筑波大学大学院の本田克也教授（法医学）への検察官からの尋問が26日、静岡地裁で非公開であった。閉廷後に記者会見した弁護団は、「尋問は成功で、（判決と矛盾した）鑑定結果を裁判官に理解してもらえたと思う」と話した。

弁護団によると、本田氏は、前例のない方法で血痕からＤＮＡ型を抽出しており、検察官はその方法の信頼性について質問した。本田氏は、実験をしてこの方法でも問題なく血痕から型を抽出できたと説明したという。一方静岡地検の千葉雄一郎次席検事は、「鑑定結果は再審開始事由の新規明白な証拠には当たらない」と話した。

これまでに①弁護団の本田氏への尋問②検察官の検察側推薦鑑定人への尋問――があり、今回は3回目となる。次回の尋問が最後となる見込みで、1月28日に弁護団から検察側推薦鑑定人へ尋問する。

【平塚雄太】

地域　静岡 13 S　2012年(平成24年)12月27日（木曜日）

鑑定人に検察側尋問

袴田事件

「袴田事件」の第2次再審請求審で、DNA鑑定を行った弁護側推薦の鑑定人への検察側の尋問が26日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）であった。尋問は前回と同様に非公開で行われた。

臨時記者会見した地検の千葉雄一郎次席検事によると、検察側は鑑定を繰り返しても同じ結果となる「再現性」の有無や、非常に古い試料で、第三者による試料の汚染がなかったかなどを聞いたという。

一方、弁護団も記者会見し、鑑定人は「汚染が疑われる試料は鑑定対象から外した」などと述べ、鑑定内容は信用できると証言したという。次回の尋問は1月28日で、検察側の鑑定人に対する弁護側の反対尋問が行われる。

平成２４年(2012年)１２月２７日（木曜日）

弁護側鑑定人「自信ある」

袴田事件再審請求審　検察側が反対尋問

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(76)や被害者のDNA型鑑定を行った弁護側鑑定人の本田克也筑波大教授（法医学）に対する検察側の反対尋問が26日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれた。本田教授は「自分の鑑定結果に自信がある」と、信頼性をあらためて強調した。

検察側は、確定判決で犯行時の着衣とされた衣類から採取されたDNAについて、血液由来かどうかを調べるために本田教授が用いた独自の鑑定手法を疑問視した。これに対し、本田教授は「鑑定実施前の予備実験で血液由来のDNAが採取できると確認した」と主張した。検察側は、本田教授の鑑定は2回以上にわたって同じ結果が得られていないとして、再現性の不十分さも指摘した。同教授は「再現性は学会内でも明確な規定はなく、試料が古い今回の場合は総合判断するしかない」と反論した。

尋問終了後に会見した弁護団は「自信を持って取り組んだ鑑定で、裁判官も正しい内容と確信を持ったと思う」と話した。一方、静岡地検は「鑑定は再審開始事由である『新規かつ明白な証拠』に当たらない」とコメントし、鑑定人尋問の全日程終了後に最終的な意見書を提出する意向を明らかにした。

弁護側はこの日で本田教授への尋問が終了したため、これまで秘匿していた氏名を公表した。次回は来年1月28日、検察側鑑定人への弁護側からの反対尋問が行われる。

再審無罪に思う

ショートメール ワイド版



6月、東京電力女性殺害事件で無期懲役が確定したゴビンダ・プラサド・マイナリさん(46)に東京高裁が再審開始を決定し、11月に無罪を言い渡した。県内で再審請求中の事件は袴田事件が有名だが、支援者集会でほかの再審請求事件の支援者と知り合うことがある。

「無実のゴビンダさんを支える会」事務局長の客野美喜子さん(60)とは、6月の支援者集会で会った。

折しも刑の執行停止が出てゴビンダさんが帰国し間もないころだった。客野さんもネパールに随行し、「一人のネパール人を支援し続けたと現地の人から感謝された」という。一方で客野さんは、「一人のネパール人をこのような目に遭わせた日本の裁判に問題がある。私たちが関心を持って正していかなくてはいけない」と話す。

ゴビンダさんは00年の1審東京地裁判決で無罪となったが、東京高裁は1年足らずで逆転の有罪判決を言い渡す。提出された証拠はほとんど同じ状況証拠だけ。客野さんは、「公判に出される証拠は一部で、捜査側に有利なものが多い。裁判官はそれがすべてと評価してしまう」と高裁判決を厳しく批判する。

裁判員裁判である弁護士に取材したとき、「証拠開示は進んだがまだまだ不十分」と話した。組織的捜査や捜索令状で証拠を集められる警察、検察はあらゆる証拠を入手できる。だが弁護人はその全容を把握できず、任意の協力を得て集めた少ない証拠と、検察側が開示した証拠で勝負する。弁護側が知らないまま証拠が公判に出されず終わることもある。ゴビンダさんの場合も、違う血液型が被害者の体についていたとする鑑定書があったことが後にわかった。

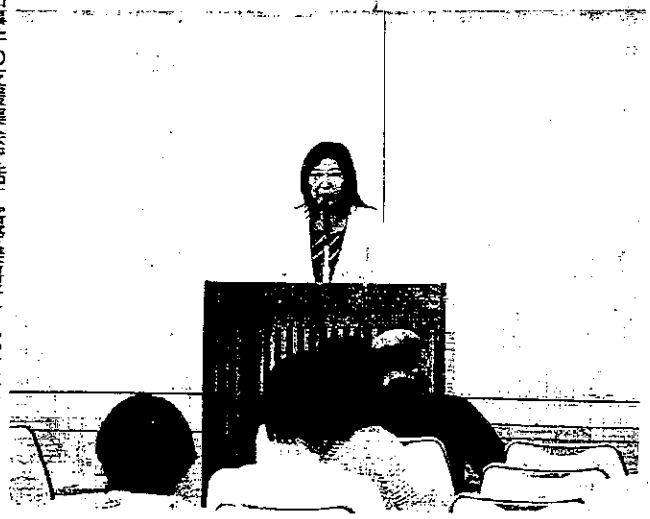
足利事件、布川事件、郵便不正事件――と、近年は冤罪事件が相次いで発覚。今年はパソコンの遠隔操作ウイルスで4人が誤認逮捕され、なお刑事司法に問題があることを見せつけられた。「どうして私が15年間も苦しまなければならなかったのか、日本の警察、検察、裁判所はよく考えて、悪いところを直してください」。ゴビンダさんが支援者を通じて出したメッセージが問いかけている。

【平塚雄太】

=おわり

今すぐ再審開始を！ 2012 6・30 清水

DNA型鑑定ではっきりした



袴田事件の支援集会で話す客野美喜子さん。今年、横浜弁護士会人権賞を受賞した＝静岡市清水区で

冤罪生む制度 再考を

2013年(平成25年)1月29日　火曜日　朝日新聞

袴田事件

検察側鑑定人が発言撤回

第2次再審請求 DNA鑑定尋問

清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(76)の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」に付いた血痕のDNA型鑑定を巡る4回目の尋問が28日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）であった。

この日は弁護団が、検察側推薦の鑑定人に対して尋問した。前回の尋問で、弁護団が推薦した鑑定人の鑑定結果を「（衣類の）保管状態が悪く、信頼性がない」と評価した理由を尋ねたところ、「言い過ぎだった。撤回する」と答えたという。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は尋問後、「専門的な学者として異なる考えもあるということ。両鑑定人の鑑定結果に違いが生じたのは、そのような鑑定しかできないような（劣化した）試料だったとしか考えられない」と述べた。

尋問は今回で終わり、地検と弁護団は3月29日までに、鑑定結果に対する意見書を地裁に提出する。

2013年(平成25年)1月29日(火曜日)　中日新聞

袴田事件

鑑定人尋問が終了

地検・弁護側 意見書提出へ

袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁は二十八日、袴田厳死刑囚(ｃ)が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」に残された血痕のDNAを分析した鑑定人への最後の証人尋問を実施した。地裁と静岡地検、弁護団の三者協議もあり、尋問の結果を踏まえた意見書や再審理由補充書を、地検と弁護団が三月末までに地裁に提出する方針を決めた。終了後に会見した弁護団と地検が明らかにした。

二〇一一年夏から一二年四月までのDNA鑑定では、専門家二人が鑑定を担当。弁護団推薦の鑑定人は、衣類にいずれの血液も付いていないと判断。地検推薦の鑑定人は「血痕から死刑囚と一致するDNAは認められない」としたが、被害者の血は付いている可能性があると指摘した。

最後の尋問では、地検推薦の鑑定人が弁護団の反対尋問に答えた。弁護団によると、鑑定人はこれまで、弁護団推薦の鑑定人の結果に否定的な見方を示していたが「DNA鑑定として認められないと証言したのは、言い過ぎだったかもしれない」と述べ、自身の発言を撤回したという。

弁護団の笹森学弁護士は「正確な証言をした」と評価。一方、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「今回の尋問を経ても、鑑定結果は再審開始を判断する『新規かつ明白な証拠』とは言えない」と指摘した。

地裁は鑑定結果が再審開始の理由になるか判断するため、非公開の証人尋問を昨年十一月から計四回実施した。今回で尋問を終えたが、弁護団と地検の主張は真っ向から対立している。

弁護団は今後、主張を補強するため「五点の衣類」のズボンのサイズなどを鑑定した専門家の証人尋問や証拠開示を求める。袴田死刑囚の姉秀子さんは「年内には再審を開始してもらいたい」と力を込めた。

2013年(平成25年)1月29日(火曜日)　読売新聞

鑑定人への尋問終了

袴田事件

「袴田事件」の第2次再審請求審で、DNA鑑定を行った検察側推薦の鑑定人への弁護側の尋問が28日、静岡地裁(村山浩昭裁判長)で行われ、鑑定人への尋問が終了した。終了後の三者協議で、地検と弁護団が尋問を踏まえた意見書を3月29日までに地裁に提出することが決まった。

記者会見した弁護団によると、この日の尋問で検察側推薦の鑑定人は「信頼性が低い」と主張していた弁護側の鑑定方法について、主張を撤回する旨の証言をしたという。

一方、地検も臨時記者会見を行い、千葉雄一郎次席検事は「弁護側の鑑定結果そのものを支持していない。その考えもあり得るという意味合いの証言」と説明した。

毎日新聞　2013年(平成25年)1月29日(火)

袴田事件

鑑定人への尋問終了

検察側と弁護団双方

3月までに意見提出

1966年に清水市(現静岡市清水区)で起きた袴田事件で、DNA型鑑定をした鑑定人2人のうち、検察側が推薦した鑑定人への弁護団からの尋問が28日、静岡地裁で非公開で行われた。弁護側、検察側がそれぞれ推薦した鑑定人2人への尋問は、昨年11月から計4回行われて終了。検察側、弁護側双方が鑑定に関する意見をまとめ、3月29日までに地裁に提出する。

検察側推薦鑑定人は昨年11月の尋問で、確定判決と食い違う結果だった弁護側推薦の本田克也・筑波大学大学院教授の鑑定書を「信用できない」と証言した。だが閉廷後に記者会見した弁護団によると、この鑑定人はこの日の尋問で、一部本田鑑定の正当性を評価した。笹森学弁護士は、「前回の尋問で不利だった証言を押し戻せた」と話した。一方静岡地検の千葉雄一郎次席検事は、「これまでの尋問を踏まえても、鑑定結果は再審を始める新規明白な証拠には当たらない」と述べた。

また昨年5月に弁護側が開示を求めた証拠に関し、地裁は尋問後の3者協議で、存在の有無と開示するか否かについての回答を、3月1日の次回協議までに明らかにするよう検察側に求めた。【平塚雄太】

静岡新聞　　平成２５年(2013年)１月２９日（火曜日）

検察側「結果に疑念」

袴田事件再審請求　鑑定人尋問終了

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)や被害者のDNA型鑑定を行った検察側鑑定人に対する弁護側からの反対尋問が28日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれ、鑑定人は「再現性がない」として、自身の行った鑑定結果の信用性に対し、あらためて疑念を示した。検察側と弁護側で見解が分かれたDNA鑑定をめぐる証人尋問は、今回で全ての日程が終了した。

これを受けて村山裁判長は尋問終了後に開かれた3者協議で、DNA鑑定の結果を総括した意見書などを3月下旬までに提出するよう、検察側と弁護側の双方に指示。検察側に対しては、過去に袴田死刑囚が事件への関与を否定した供述調書の中に登場する人物に事情聴取した内容をまとめた「裏付け調書」の存否などを次回協議（3月1日）で回答することも併せて求めた。

一方、弁護側は確定判決で犯行着衣とされた「5点の衣類」について、矛盾点を立証するための証拠調べを追加実施したいとの意向を示した。このため、再審請求審はすぐには結審せず、審理が継続される公算が高まった。

会見した弁護団によると、検察側鑑定人はこの日の尋問で自身の鑑定について、同一結果が複数回得られなかったことなどから「信用できる水準ではない」とあらためて説明した。この鑑定人は昨年11月の主尋問で、弁護側の鑑定結果の信頼性も否定していたが、この日は発言を一部撤回したという。

産経新聞　　平成25年(2013年)1月29日　火曜日

DNA鑑定で4回目の尋問

袴田事件再審請求審

昭和41年に清水市（現静岡市）で一家4人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、静岡地裁は28日、犯行時の着衣とされる衣類についた血痕のDNA型鑑定を行った検察側鑑定人に対する2回目の尋問を行い、鑑定の信頼性を検証した。

再審請求をめぐっては昨年11月から検察、弁護側がそれぞれ推薦した鑑定人に対する尋問を非公開で実施。弁護側鑑定人が2回、検察側鑑定人が1回法廷に呼ばれており、鑑定人尋問は今回で終了となる。

DNA型鑑定「過信ダメ」

最高裁報告書「他の証拠と照合を」

犯罪捜査に広く活用されている「DNA型鑑定」を、裁判でどう扱うべきか。最高裁司法研修所は26日、その有効性や課題をまとめた初めての研究報告を公表した。鑑定の精度が大幅に高まっても、限界や間違いが起きる危険性はあると指摘。「過信してはならない」と裁判員や裁判官に注意を促す内容だ。

別人なのに同じ型が現れる確率は、技術が初歩段階だった約20年前の「1千人に1・2人」から「4兆7千億人に1人」になった。報告は「識別能力はすでに究極の域に達している」と述べる一方、正しく評価するには「技術の到達点と限界を正しく理解することが不可欠」と強調した。

例えば、事件現場の遺留品から検出されたDNA型が被告と一致しても、遺留品がいつ、どんな経緯で現場に残されたかは明らかにならない。報告では、被告が犯人かどうかは、鑑定以外の証拠とも照合して判断する重要性を訴えた。

また、裁判員が理解しやすいように、専門家が鑑定について法廷で説明するときの注意点も挙げた。「一歩間違えると講義のような説明が長く続き、聞き手の注意力がゆるむ」「難解な言葉で語りたがる」。専門用語は言い換えてもらうなど、事前の十分な打ち合わせが必要だと指摘した。

さらに、証拠物の採取や保管時、鑑定の実施段階で、他人のDNAの混入や取り違え、捏造などが起きるおそれにも言及。「採取や保管の状況を写真撮影するなどして客観性の高い証拠にする取り組みが不十分だ」と述べ、「鑑定の適正さ」を保つ努力をするよう捜査機関に求めた。

■報告が示したDNA型鑑定の「注意点」

犯行現場の部屋にあったたばこの吸い殻、毛髪などのDNA型が被告と一致しても、犯人とは限らない

→犯行時間帯以外に残された可能性もある。毛髪なら、誰かに付着してその部屋に置かれた可能性もある。被告が犯人かどうかは、他の証拠とも照合して判断を。

捜査機関によるミス、でっちあげのおそれも

→証拠物の採取、保管、鑑定の各段階で、他人のDNAの混入、別の証拠物とのすり替え、取り違えなどのおそれがある。他の証拠と矛盾していないかという視点が不可欠だ。

「被告と99.99%一致」でも不十分

→鑑定書に、証拠物から検出されたDNA型が「被告と99.99%一致」と書かれている場合、人口10万人の街に同じDNA型の人が10人いることになる。パーセントで表現すると、科学的な意味と異なる日常のイメージで理解してしまう可能性がある。

DNA型鑑定

血液や唾液、皮膚片などの細胞から取り出したデオキシリボ核酸（DNA）の構造の一部を分析して、個人を識別したり、性別や血縁の有無などを調べたりする技術。1990年ごろから捜査や裁判で使われるようになった。

精度が向上してからは再審でも活用されるようになり、東京電力女性社員殺害事件などで再審無罪の決め手となった。

「慎重に」裁判員らに示唆

最高裁司法研修所が26日に公表したDNA型鑑定の研究報告は、専門知識がない裁判員が鑑定を評価する際の「参考書」といえる内容だ。

2002年に大阪市で起きた母子殺害事件。現場マンションの階段踊り場で見つかった吸い殻から検出された型と、被告の型が鑑定で一致した。一、二審はこの結果などから「被告が犯行当日、現場に行った」と判断し、それぞれ無期懲役、死刑とした。

だが、最高裁は10年、「吸い殻が捨てられたのは事件当日よりかなり前だった可能性がある」と死刑を破棄。差し戻し後の地裁は無罪とし、現在、高裁で審理が続いている。

今回の報告は、こうしたケースで鑑定結果だけで犯人視することを戒め、他の証拠も合わせて慎重に考える重要性を訴えている。

この報告をまとめているさなかの今年3月には、強盗強姦事件の証拠として大阪府警が保管していた吸い殻がなくなり、隠蔽のため警察官が別の吸い殻を用意していたことが発覚した。

報告は実例には触れなかったが、捜査機関による捏造の可能性まで指摘。「証拠の採取、保管の適正さは鑑定への信頼性の大前提だ」と釘を刺した。

元東京高裁裁判長の門野博・法政大法科大学院教授は「DNA型鑑定は裁判官でも大きく影響される。鑑定以外の証拠もきちんと調べるよう求めた今回の報告は、裁判員に誤った判断をさせないよう、まずは裁判官や検察官、弁護士がしっかりするべきだという最高裁からのメッセージだ」と話した。

（青池学）

今回の研究は、1990年に栃木県で女児が殺された「足利事件」で精度が低かった鑑定を裁判官が過信し、冤罪を招いた反省などから2010年に始まった。同事件では警察と検察は検証したが、裁判所は憲法が保障する「裁判官の独立」に触れかねないため、裁判官3人と大学教授1人の共同研究の形をとった。報告書は全国の刑事裁判官に配布され、実務の指針として活用される。

朝日新聞
2012年（平成24年）12月27日

2013. 1. 14　毎日

【新聞定価１ヵ月3,925円(本体3,738円)】1部売り(消費税込み)朝刊130円 夕刊50円　(第３種郵便物認可)

死刑囚 強いられる孤独

横並びで「単独処遇」

死刑囚の処遇を巡り公開された内部文書や拘置所の様子からは、懲役刑の受刑者のような集団での刑務作業もなく、孤独な生活を強いられる死刑囚の姿が浮かび上がる。こうした処遇について有識者や元刑務官からさまざまな意見が聞かれた。【伊藤一郎】

刑事収容施設法は、死刑囚の居室を単独室と限定しつつ、例外的に居室外での集団処遇を認めている。

今回開示された文書でも、集団処遇について「おおむね月1回、卓球、バドミントンを実施させることができる」「誕生会などの集会を実施し、甘味品などを給与できる」などと定めている。だが、集団処遇は96年を最後に行われていない。法務省矯正局は理由について「一部を集団処遇にすると不公平感が生じる」と強調する。

これに対し、元刑務官で作家の坂本敏夫氏は「以前は施設長の裁量で柔軟に集団処遇を認めていたが、今は横並びで単独処遇に変わった。本来、死刑囚が本当に悔い改めて執行に臨むためには、情操教育や宗教教誨（教えや諭し）を集団で受け、切磋琢磨することが最も効果的なはずだ」と話す。

◇

死刑囚が外部交通（面会と手紙のやりとり）をできる相手は、施設長による例外的な許可を除き①親族②婚姻や訴訟、事業で面会が必要な人③心情の安定に資する人――に限られる。裁判所の禁止命令がなければ誰とでも接触できる被告の身分と比べ、死刑確定後は面接や手紙を許可される相手が激減することも多い。

このため死刑囚の要望は外部交通の範囲拡大が多いといい、「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」による11年のアンケートで、ある死刑囚は「確定前と比べ面会人数は4分の1、文通は10分の1」と嘆いた。

確定後 面会、手紙は激減

NPO法人「監獄人権センター」事務局長の田鎖麻衣子弁護士は「実際に、親族や弁護士を除くと面会相手は5人までしか認めていないようだ。面会の内容を完全に把握したい意図があるのだろうが、権利を制約すべきではない」と指摘する。

◇

死刑囚は刑務作業には携わらないが、「自己契約作業」は認められており、許可されれば民間業者の委託作業を居室内で行える。

開示文書では、死刑囚に「自己契約作業を奨励する」と定めている。矯正局によると、昨年5月末時点でこの作業に携わっていた死刑囚は17人で、全体の1割強。作業は主に紙を折ったり貼ったりするもので、平均報酬は1カ月で約1万1000円。報酬は全て自由に使うことができるが「死刑囚の自発的な意思があれば、被害者側に経済支援できる仕組みを作るべきだ」との声もある。

小柳武・常磐大大学院教授（被害者学）は「死刑囚から弁償金を送られても拒絶する被害者や遺族もいるだろう。一方で死刑囚のしょく罪感情に配慮する必要もある。拘置所が死刑囚から自主的に提供された報酬を一括して被害者支援団体などに送金し、間接的に被害者や遺族を援助できる仕組みを設けてはどうか」と提案する。

毎　日　新　聞　　2013年（平成25年）1月14日（月）　統12版　特集　8

死刑囚の生活空間公開

「その日」までの生

医療設備充実「スタミナ焼き」人気

死刑囚の生活の場や関連する内部文書を東京拘置所と全国7矯正管区が毎日新聞に公開した。外界からほぼ完全に遮断された居室や運動場、「心情の安定」を維持するための配慮、逃亡を許さないための厳格なルール――。常に緊張を強いられる担当刑務官の証言と合わせ、死刑囚を取り巻く状況の一端が垣間見える。【伊藤一郎、写真は須賀川理】

死刑囚の居室などの撮影を毎日新聞に許可した東京拘置所の収容定員は301人。現在、約1900人を収容し▽取り調べ中の容疑者▽裁判中の被告▽懲役刑などが確定し刑務所への移送を待つ受刑者▽拘置所内での炊事や洗濯などの刑務作業を担う受刑者――などのほか、10日現在で70人の死刑囚がいる。

死刑囚の居室と同じだとして公開されたのは「単独室」と呼ばれる部屋。手前に薄緑色の畳が3枚敷かれ、奥にトイレと洗面所がある。トイレの流水レバーや洗面所の蛇口は自殺防止のため突起部分のないボタン式。洗面所上部の壁にはフィルム式の割れない鏡が貼り付けてある。

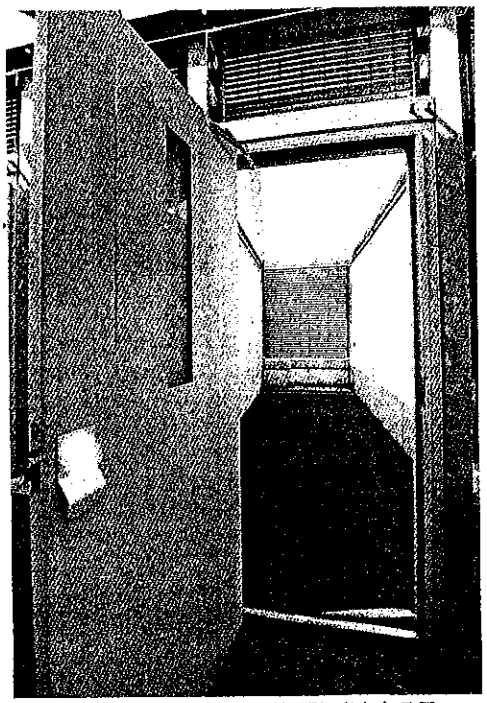
刑務官はドアの小窓から常時、室内を監視できる。このためプライバシーに配慮し、死刑囚がトイレを使う際に腰から下を隠せる木製のつい立てもある。死刑囚が暴れた際に凶器とならないよう、段ボール製のつい立ても用意されている。

室内の壁は明るい白色で、暗い印象はない。奥の窓のガラスは特別頑丈な「航空機仕様」で、開閉は不能。窓は直接外部と接しておらず、通路を挟んでさらに曇りガラスとよろい戸で覆われた外壁がある。よろい戸の隙間からはわずかに光が差し込むものの、室内から外の風景はほとんど見えない。

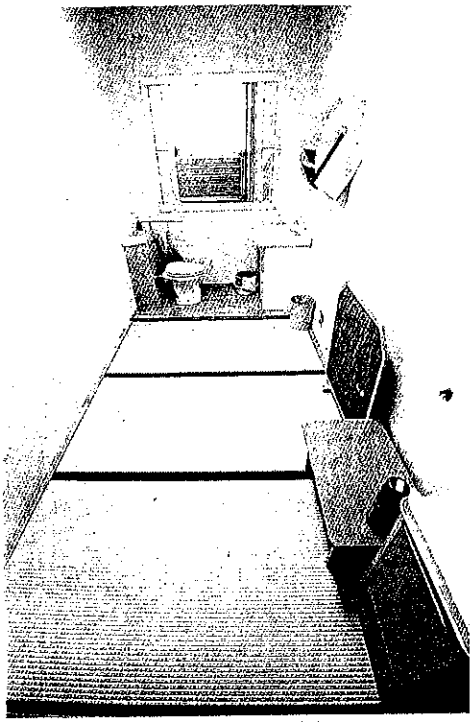
死刑囚が使用する浴室は、外部から監視する際に一部が死角となるため、入り口外側の壁に半球形の鏡が取り付けられている。同拘置所での入浴は夏ならば週3回、冬は2回。入浴時間は原則1回につき男性が15分間、女性が20分間。時間内であれば、湯船につかるのも体や髪を洗うのも自由という。

死刑囚が使用する運動場は両側が壁、正面奥はよろい戸に覆われ、開放感にひたれる雰囲気はない。空を仰ぐ頭上には二重の金網が張り巡らされている。上からのぞき込める位置に、刑務官の監視用通路がある。

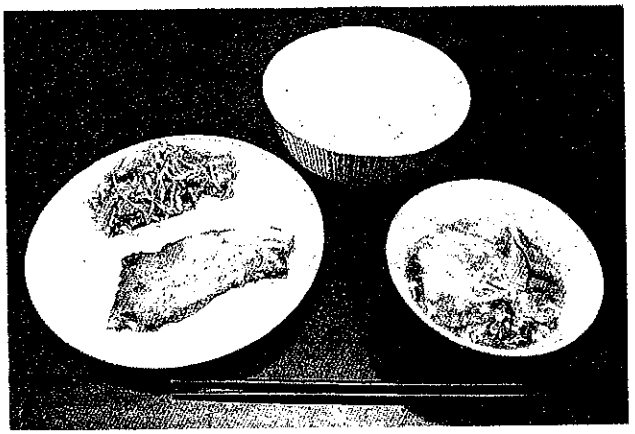
運動時間は毎日1回30分



死刑囚が使う運動場。開放感にひたれる雰囲気はない（一部画像を処理しています）

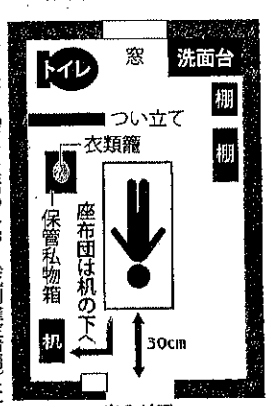


死刑囚の居室と同型の「単独室」

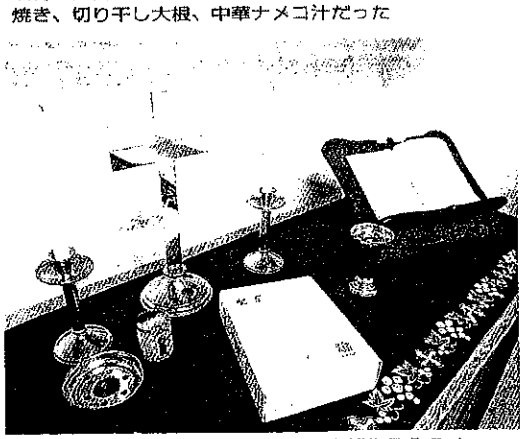


取材した日の昼食は麦入りご飯と豚肉のスタミナ焼き、切り干し大根、中華ナメコ汁だった

就寝位置（単独室）

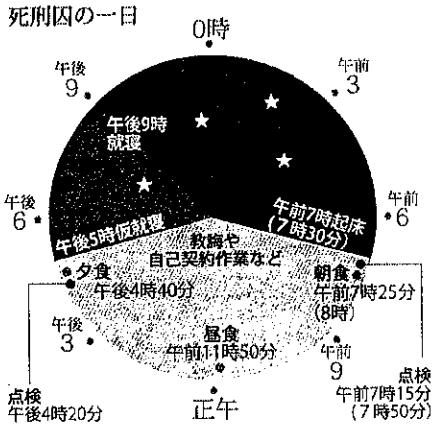


※名古屋拘置所の「所内生活のしおり（死刑確定者用）」に基づく



キリスト教用の教誨室の祭壇には十字架やろうそく、聖書などが並ぶ＝いずれも昨年10月4日撮影

死刑囚の一日



※法務省による。カッコ内は土日祝日（昼食以降は平日と同じ）。仮就寝は照明を暗くしないが寝ることが可能。他に運動や入浴時間もある。それら以外は余暇時間（民間業者と契約して紙貼りなどの簡単な作業を行い、報酬を得る「自己契約作業」や、教誨など）

「刑の存在意義に疑問」

死刑囚担当の刑務官は…

東京拘置所で死刑囚の担当刑務官を束ねる上席統括矯正処遇官の男性(38)に、死刑囚に対処する際の心構えや苦労などを聞いた。

――死刑囚の処遇で心掛けていることは？

◆内面の変化を見逃さないよう日ごろの行動に細心の注意を払っている。死刑確定者は他の確定者との処遇の差に敏感な人が多く、公平な処遇に意を尽くしている。また、過度になれ合ったり、逆に距離を置き過ぎたりしないよう、一定の間合いを取ることを心掛けている。

――困難や苦労を感じることはあるか。

◆死刑確定者は、刑の執行を延期するため職員に暴行して刑事裁判に持ち込もうとしたり、自殺や逃走を企てたりする可能性があると常に意識しなければならない。緊張感を持続する大変さはある。

――記憶に残る出来事は？

◆刑務官になったばかりの頃に死刑確定者の身体検査をした際、恐る恐るやっていたのが相手に分かったようで、本人から「それではダメだ。やり直せ」と叱られた。この経験が糧となり、以後はどんな相手にも臆せず対応できるようになった。一方で、死刑確定者が眼鏡を折り凶器にして自殺を図ったり、別の死刑確定者が実際に職員に暴行したりといった事案も経験した。

――現場の実感から広く伝えたいことは。

◆死刑は一番重い刑罰なのに、次に重い無期懲役のように刑務作業を科せられるでもなく、ただ長期に収容されて病死していく確定者も少なくない。こんな（収容だけして執行されない）実情に接していると、死刑という刑罰の存在意義に疑問を感じることがある。

・インゲンのみそ汁。昼食はスタミナ焼きと切り干し大根、中華ナメコ汁だった。

死刑囚は1人で居室内の小型テーブルで食事をする。通常は木製の箸を使用しているが、自殺の可能性がある死刑囚には曲がりにくい紙製のスプーンを与えることもある。

死刑囚が「心情の安定」を目的とした「教誨（教えや諭し）」、宗教家である教誨師から受ける教誨室は、仏教用とキリスト教用の2室ある。仏教用の部屋は畳の敷かれた和室で、仏壇が備え付けられ、仏教関係の書籍が並ぶ本棚がある。キリスト教用の部屋には十字架やろうそく立て、聖書が備え付けられ、教誨師と死刑囚が賛美歌を合唱するための音楽プレーヤーが置かれていた。

死刑囚は規則で指定された物品しか居室に持ち込めず、分量は約120㍑分まで。他に1個当たり55㍑のコンテナ（プラスチック製ケース）を3個まで「領置品倉庫」に預けられる。倉庫内のコンテナはコンピューターで管理され、職員が端末に死刑囚の番号を打ち込むと、ベルトコンベヤーで自動的に運ばれてくる。金銭は居室に一切持ち込めず、国に預けた形になっている所持金の範囲内で、おやつや日用品を購入できる。

同拘置所は病院指定を受けており、医療設備は充実している。約10人の医師と約20人の看護師が所属し、CT（コンピューター断層撮影装置）やレントゲン、歯科治療用の機器も備えられている。

居室と同フロアに理髪室もある。死刑囚は受刑者と異なり、髪形はルール化されていないが「衛生的でなければならない」との決まりがある。髪を切るのは「衛生係」の受刑者。理容師免許の持ち主もいるという。

居室では、拘置所が作成したリストから選んで映画などのビデオを視聴できる機会もある。ただし「心情の安定」に資することを目的としているため、殺人や逃走の場面が出るビデオは含まれない。

書籍は自費で1週間に3冊まで購入でき、拘置所が所蔵する「官本」も1週間に3冊まで借りられる。新聞は自費で一般紙とスポーツ紙を1紙ずつ購読できる。書籍も新聞も「拘置所の規律秩序の維持を害する可能性がある」と判断された場合は、購入が許可されないこともある。

居室で小動物や鳥、魚などの生き物を飼育することはできないが、花瓶などに花を生けることは許可される場合があるという。

手引書「悩み焦ることなく、落ち着いて」

誕生日にケーキも

死刑囚の処遇に関する内部文書を開示したのは、いずれも死刑囚を収容する札幌拘置支所（札幌刑務所内）と仙台拘置支所（宮城刑務所内）、東京、名古屋、大阪、広島、福岡各拘置所の計7施設を管轄する各矯正管区。毎日新聞が昨年9月に行った情報公開請求に応じ、翌10月に「死刑確定者処遇規程（または要領）」や「死刑確定者用　所内生活のしおり」などを開示した。各施設の処遇規程は刑事収容施設法に基づき、死刑囚の処遇について具体的な運用方法を定め▽運動▽入浴▽健康診断▽調髪▽洗濯▽教誨▽書籍閲覧――などと日常生活のルールを記載している。特に面会や手紙など外部交通のルールはきめ細かに定める傾向がある。

どの施設の規程も、死刑囚の「収容の確保」と「心情の安定」を目的とし、逃走や自殺を招かないよう配慮を求めている点は共通している。一方で、死刑囚が逃走を企てて居室で不正な細工をすることを防ぐ目的で数カ月ごとに引っ越しをする「転室」のペースや、テレビやビデオの視聴が許可される頻度など、施設によって細部で異なる部分もある。

他に特徴的なものでは、札幌の規程には「刑の確定後、速やかに提出させる」と定めた「申立書」のフォーマットが付けられており、そこには▽刑執行時の連絡先▽遺骨の引き渡し先▽所持金の引き渡し先▽遺書――の記入欄がある。同様の「申告書」のフォーマットは福岡の規程にも付けられ、刑執行後は▽遺体を特定の人に引き渡す▽火葬してから遺骨を特定の人に引き渡す▽一切を拘置所に任せる――との選択肢が挙げられている。

誕生日に関する特別な措置が規定されているケースも多い。大阪の規程では「誕生月には嗜好品を支給する」、広島の規程には「誕生月には誕生会を行い、嗜好品を支給できる」、福岡の規程は「誕生月下旬に居室で誕生会を行わせる」とルール化している。

上部組織の法務省矯正局によると、嗜好品は主にケーキ類で民間団体から差し入れられ、誕生会には通常とは別枠で特別にテレビを視聴させているという。

名古屋の死刑確定者用「所内生活のしおり」は、冒頭に「おそらく、家族のことやその他いろいろと心配や悩み事がたくさんあると思いますが、いたずらに悩み焦ることなく、落ち着いて生活してください」と記載。1日のスケジュールや生活ルールについて、全て平仮名の読み仮名付きで説明している。食事や就寝の際に、居室内で座ったり寝たりする位置や向きは図説され、字の読めない人でも視覚的に日常生活のルールが理解できるよう工夫されている。

ルールに違反した場合は、書籍閲覧の停止や「閉居罰（居室で謹慎させられ面会や手紙が停止される）」などの罰があるとも説明。一方で「人命を救助」した「特にほめられる行為があった」りした場合には「賞」を与えるとしている。

「賞」は刑事収容施設法などで規定され、賞状や1万円以下の賞金などがあるという。ただし、法務省矯正局は「現実には死刑囚に授与される機会はあまりないと思われる」と話している。

開示文書一覧（計21件167枚）

※文書名の後のカッコ内は施行年月

＜札幌矯正管区・札幌刑務所札幌拘置支所＞＝3件19枚
「死刑確定者処遇規程」（07年11月）17枚▽前記規程の一部改正（07年12月）1枚▽同（10年6月）1枚

＜仙台矯正管区・宮城刑務所仙台拘置支所＞＝2件28枚
「死刑確定者処遇規程」（09年3月）5枚▽「被収容者の外部交通」（12年7月）23枚

＜東京矯正管区・東京拘置所＞＝6件17枚
「死刑確定者処遇規程」（07年6月）6枚▽前記規程の一部改正（11年6月）1枚▽「死刑確定者の外部交通許可申請書の様式」（07年6月）3枚▽「死刑確定者に対する差し入れの取り扱い」（同）3枚▽「死刑確定者ビデオ視聴実施要領（廃止）」（08年3月）2枚▽「死刑確定者ビデオ視聴実施要領」（11年6月）2枚

＜名古屋矯正管区・名古屋拘置所＞＝6件69枚
「死刑確定者処遇規程」（07年6月）17枚▽「遵守事項等（受刑者以外の被収容者用、受刑者用）」（同）17枚▽「所内生活のしおり（死刑確定者用）」（同）29枚＝両面記載で空白の面を除き53㌻▽前記しおりの一部改正（08年3月）1枚▽同（08年11月）2枚▽同（10年1月）3枚

＜大阪矯正管区・大阪拘置所＞＝1件13枚
「死刑確定者処遇規程」（10年2月）13枚

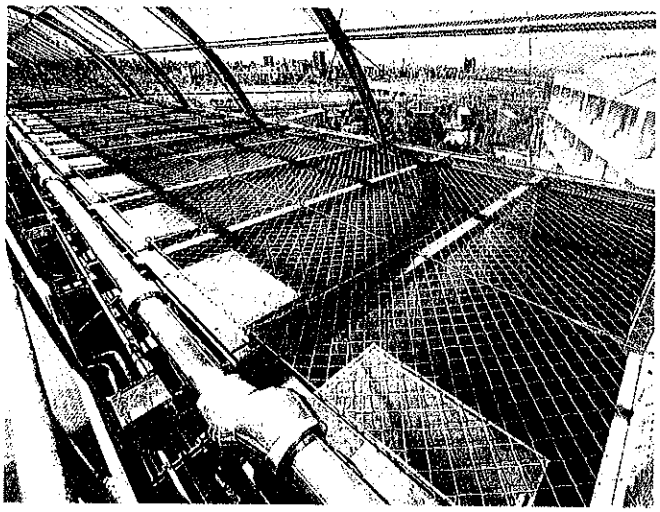
＜広島矯正管区・広島拘置所＞＝1件3枚
「死刑確定者処遇要領」（07年6月）3枚

＜福岡矯正管区・福岡拘置所＞＝2件18枚
「死刑確定者処遇規程（廃止）」（07年6月）9枚▽「死刑確定者処遇規程」（12年6月）9枚

毎日
14版　2013年（平成25年）1月14日（月）

運動場 金網越しの空

東京拘置所 死刑囚の処遇公開



刑務官の監視用通路から見た、東京拘置所の最上階に並ぶ手狭な運動場。上部は二重の金網に覆われ、場内から空は格子状にしか見えない＝東京都葛飾区の同拘置所で昨年10月4日、須賀川理撮影

70人の確定死刑囚を収容（10日現在）している東京拘置所（東京都葛飾区）が毎日新聞の取材を認め、死刑囚の居室や運動場、食事などを公開し、担当刑務官が死刑囚の処遇について語った。また、確定死刑囚の収容施設がない高松矯正管区を除く全国7矯正管区が情報公開請求に応じ、拘置所・拘置支所での処遇規程など21件167枚の死刑関連文書を開示した。死刑囚を巡るこうした情報公開は異例。（2面に解説、社会面に関連記事、8面に特集）

東京拘置所が撮影を認めた「単独室」と呼ばれる死刑囚の居室は約7・5平方㍍。窓の向こうに、さらに曇りガラスとよろい戸に覆われた外壁があり、外の景色はほぼ見ることができない。風呂はワンルームのアパートなどに備え付けのユニットバスとほぼ同じ。運動場の広さは約15平方㍍。屋根はないが、頭上は二重の金網で覆われ、空は格子状にしか見えない。食事は1日約500円で賄われ、主食のご飯は米と麦の比率が7対3。副食は昼がおかず2品、汁物1品など。

取材に応じた刑務官は「自殺や逃走の可能性を常に意識し緊張の連続」と語るとともに、死刑囚は他の死刑囚との処遇の差を気にする傾向があると指摘。「公平な処遇を心掛けている」と話した。また、執行されずに処遇が長期化して病死する死刑囚が少なくない現状に疑問を呈した。

開示文書からは、死刑執行後の遺体処理について事前に意向を書かせたり、誕生月には居室で「誕生会」をさせたりするなどの処遇実態が分かった。

上部組織の法務省矯正局も取材に応じた。拘置所などでは「有益と認められる場合」に死刑囚同士が居室外で接触することを許容しているが、96年以降、こうした集団処遇を一切行っていない実情などを明らかにした。

法務省刑事局によると10日現在、東京拘置所以外の▽札幌拘置支所2人▽仙台同5人▽八王子医療刑務所1人▽名古屋拘置所13人▽大阪同20人▽広島同5人▽福岡同19人――を合わせ全国で135人の確定死刑囚が収容されている。【伊藤一郎】

2013年(平成25年)2月6日(水)　14版　社会　28　毎日

「開かれた死刑議論を」

「廃止」呼び掛け英上院議員に聞く

英国の上院議員で死刑廃止を呼びかける世界的な活動をしているアルフ・ダブス卿(80)がこのほど、70人の死刑囚を収容する東京拘置所（東京都葛飾区）を見学した。ダブス卿は毎日新聞の取材に応じ、「日本も死刑制度の秘密主義から脱し、開かれた議論をする時ではないか」と語った。【伊藤一郎】

ダブス卿との一問一答は以下の通り。

――東京拘置所を見学しての感想は。

◇死刑囚も使用する居室や医療設備も見たが、非常に清潔で優れた施設だった。一方で日本では、死刑囚に当日まで執行が告知されず、拘束期間が20年以上に及ぶ場合もあると知り、ショックを感じている。

――英国では死刑が廃止されているが、どういう経緯で廃止に至ったのか。

◇執行された死刑囚が冤罪だったことが判明したり、殺人事件への関与が薄いのに死刑になったりしたケースがあり、政治家が主導して1965年に死刑廃止が決まった。

――今も英国民は死刑廃止を支持しているのか。

◇国民は支持と不支持が半々ぐらいだろう。ただ、国家が人命を奪うことはあってはならないという基本原則が国民の間で定着しているように思う。



アルフ・ダブス英国上院議員＝矢頭智剛撮影

――日本では歴史的に「死をもって償う」という固有の概念がある。

◇我が国でも「目には目を　歯には歯を」という文化があった。でも、今はそうであってはならないという考えに変わっている。

――「犯人を死刑にしてほしい」という被害者遺族もいる。そうした声をむげにすることはできない。

◇すべての被害者や遺族が加害者の死刑を望んでいるとは思えない。多くの被害者は加害者が長い刑期を務めれば、正義は果たされたと感じると思う。もちろん、死刑の問題とは別に、被害者支援は極めて重要だ。

――日本の死刑制度の将来は、どうなると思うか。

◇日本は人権を尊重する民主主義国家。今はまだ秘密が多いが、死刑に関する開かれた議論が進めば、いずれ死刑廃止に向かうと感じている。

毎日、2013、1月14日

制度議論への基礎資料

太田達也・慶応大法学部教授（刑事政策）



太田達也教授

死刑確定者の処遇については法令で大枠が規定されているが、実際の運用は裁判や国会審議を通じてわずかに知り得るだけだ。今回、法務省が処遇規程などの内部文書や関連施設を公開したことは、刑事裁判や死刑の将来を考える上で意義深い。

特に裁判員裁判では昨年末までに15件の死刑判決が出るなど、死刑制度は司法参加の機会を通じて国民にとってより現実的な問題となっている。死刑の執行状況に限らず、死刑確定者の処遇実態が明らかにされることは、将来の裁判員候補者である国民にとって参考となるだろう。

死刑の執行手続きや順序のみならず、収容中の処遇実態がブラックボックスのままでは、死刑制度の将来を考える上で、具体的で意味のある検討ができない。現在、死刑判決確定からの収容期間が5年以上の人は半数を超え、20年以上の人も1割に及んでいる。死刑執行までの期間は、法が想定した期間（原則6カ月以内）よりはるかに長期だ。処遇情報の開示は、制度の在り方やその是非を議論するための基礎資料としての意味がある。

会計報告 (2012/1.1～2012/12.31)

	収　入	支　出	備　考
繰越現金残高	80,492		
口座へ入金		0	現金カンパ等
会報製作費・送料		331,755	第43号～47号
交通費・食事費		91,718	弁護団会議・合宿費用補助、ひで子さん交通費、食費など
差入れ（生花、お菓子）		9,000	巖さんへの差入れ
通信費		1,360	宅急便代等
事務費		49,000	事務所賃料等
情宣活動費		4,000	書籍購入・ビラ印刷等
書籍・物品売り上げ	56,100		
集会資料代	0		
懇親会費	0		
懇親会費用		0	
会費・寄付(手渡し)	56,362		
口座より出金	350,000		
小　計	542,954	486,833	
現金残高	56,121		
会費・寄付振込み	(306,400)		振込み件数68
口座残高	429,697		2012.12.31現在
合計残高	485,818		